

令和4年12月  
大竹市議会定例会（第6回）議事日程

令和4年12月1日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		一般質問	
第 4	認 第13号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度大竹市一般会計補正予算（第6号））	即 決
第 5	議案第64号	令和4年度大竹市一般会計補正予算（第7号）	
第 6	議案第65号	令和4年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	総務文教付託 （一 括） 生活環境付託
第 7	議案第66号	令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
第 8	議案第48号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について	総務文教付託
第 9	議案第52号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
第10	議案第55号	大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教付託 （一 括）
第11	議案第58号	広島県市町総合事務組合理約の変更について	
第12	議案第59号	大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	総務文教付託
第13	議案第60号	指定金融機関の指定更新について	総務文教付託
第14	議案第49号	大竹市玖島川親水公園設置及び管理条例の制定について	生活環境付託
第15	議案第50号	大竹市穂仁原水辺の広場設置及び管理条例の制定について	生活環境付託
第16	議案第56号	大竹市漁港管理条例の一部を改正する条例の一部改正について	生活環境付託 （一 括）
第17	議案第57号	大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について	
第18	議案第63号	大竹市営住宅等の指定管理者の指定について	生活環境付託
第19	議案第51号	大竹市学校給食費条例の制定について	総務文教付託
第20	議案第53号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について	総務文教付託 （一 括）

第21	議案第54号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第22	議案第61号	大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について	生活環境付託 (一括)
第23	議案第62号	大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について	
第24	議案第67号	令和4年度大竹市水道事業会計補正予算(第1号)	生活環境付託
第25	令和4年陳情第3号	小瀬川堤防(大竹市側:中市堰~栄橋)の早期改善を求める陳情	生活環境付託
第26	令和4年陳情第4号	公共の場所に於けるボランティア清掃活動のいっそうの支援を求める陳情	生活環境付託

#### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 認 第13号から日程第 7 議案第66号(説明・付託・表決)
- 日程第 8 議案第48号から日程第13 議案第60号(説明・付託)
- 日程第14 議案第49号から日程第18 議案第63号(説明・付託)
- 日程第19 議案第51号(説明・付託)
- 日程第20 議案第53号から日程第21 議案第54号(説明・付託)
- 日程第22 議案第61号から日程第23 議案第62号(説明・付託)
- 日程第24 議案第67号(説明・付託)
- 日程第25 令和4年陳情第3号(付託)
- 日程第26 令和4年陳情第4号(付託)

#### ○出席議員(16人)

1番	賀屋幸治	2番	末広天佑
3番	藤川和弘	4番	原田孝徳
5番	小中真樹雄	6番	中川智之
7番	小田上尚典	8番	北地範久
9番	西村一啓	10番	和田芳弘
11番	網谷芳孝	12番	児玉朋也
13番	山崎年一	14番	日域究
15番	細川雅子	16番	寺岡公章

#### ○欠席議員(なし)

#### ○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎	
副	市	長	太田勲男

教 育 長  
総 務 部 長  
市 民 生 活 部 長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建 設 部 長  
建設部地籍調査担当部長  
上 下 水 道 局 長  
消 防 長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
危 機 管 理 課 長  
企 画 財 政 課 長  
産業振興課長併任農業委員会事務局長  
自 治 振 興 課 長  
地 域 介 護 課 長  
保 健 医 療 課 長  
建 設 管 理 監  
都 市 計 画 課 長  
総 務 学 事 課 長  
生 涯 学 習 課 長  
消 防 本 部 消 防 課 長

小 西 啓 二  
佐 伯 和 規  
中 村 一 誠  
三 原 尚 美  
山 本 茂 広  
小 田 健 治  
古 賀 正 則  
小 田 明 博  
柿 本 剛  
田 中 宏 幸  
三 井 佳 和  
前 田 新 吾  
神 代 亨  
山 田 智 徳  
松 重 幸 恵  
見 当 邦 晴  
山 田 浩 史  
貞 盛 倫 子  
吉 村 隆 宏  
川 村 恭 彦

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

三 上 健  
北 修 治

## 会期決定について

令和4年12月大竹市議会定例会（第6回）の会期を、次のとおり定める。

令和4年12月1日提出

大竹市議会議長 賀屋 幸治

自 令和4年12月 1日

15日間

至 令和4年12月15日

## 会期日程表

期 日		会 議		付 記	
月 日	曜	本会議	委 員 会		
12. 1	木	本会議		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 ・会期決定</li> <li>・一般質問</li> <li>・一般議案上程（即決・付託）</li> <li>・陳情上程（付託）</li> <li>・散会</li> </ul>	
2	金	予備日			
3	土	休 会			
4	日				
5	月		総務文教委員会	付託案件審査 10時～	
6	火		生活環境委員会	付託案件審査 10時～	
7	水		基地周辺対策特別委員会 議会改革特別委員会	10時～	
8	木				
9	金				
10	土				
11	日				
12	月				
13	火				
14	水				
15	木		本会議		<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算特別委員長報告（表決）</li> <li>・一般議案委員長報告（表決）</li> <li>・陳情委員長報告（表決）</li> <li>・閉会</li> </ul>

令和4年12月大竹市議会定例会(第6回)

一般質問通告表

1

16番 寺岡 公章 議員

質問方式：一問一答

**生涯学習課を社会教育課に戻しませんか**

大竹市教育委員会では、昭和29年の市制施行から社会教育課を設置していましたが、平成2年以降は生涯学習課社会教育係としてその役割に当たっています。

生涯学習の概念に疑念を持っているわけではありませんし、市民の学習活動を支える重要な分野であることは否定できるものではありませんので、市は何らかの形でこの分野への注力を今後も緩めずに向き合っていたいただきたいと思います。

その一方で、学習者の自由と自己責任に重きを置くあまり、教育委員会の一機関として学校教育や家庭教育との連携が取りにくい状況ではないかと感じています。少なくとも現状では、学習者への教育的意義を見出しにくく、教育委員会に所属している有為性を生かしきれていないのではないのでしょうか。

さきの決算特別委員会で触れましたが、令和3年に地域学校協働本部が立ち上がり、学社の連携・融合について改めて考える時期であると考えます。

この際、生涯学習と社会教育それぞれの役割と限界を整理し、社会教育課として大竹市の教育分野がさらに一丸となって教育活動にいそしめるよう図りませんか。

- ①平成2年に社会教育課から生涯学習課に置き換えた意図は何か。
  - ②例として生涯学習は係として社会教育課か自治振興課に置いてはどうか。
  - ③主には青少年教育において職員は学習指導要領を把握しているか。
  - ④現在、大竹市が行っている学校教育を除く乳幼児期から高齢期に至る教育活動において、連続性、組織性にはどのような考えがあるか。
  - ⑤所属職員は教育者としての自覚を持って事業に臨んでいるか。
- など、細かな部分もお尋ねします。

2

14番 日域 究 議員

質問方式：一問一答

**大竹市成年後見制度利用促進基本計画についてお尋ねします。分かりにくい内容ですが、単純に利用促進する気はないですね**

民法の改正で禁治産が成年後見に変わったのが平成12年。それから20年以上もたって、利用促進って奇妙です。この制度を使ったばかりに、親のために親のお金を使うことから成年後見人の司法書士に制限されて困っているというケースがNHKクローズアップ現代で紹介されました。この制度が、ある種間違っていて利用されているようにも見え、加えて制度運営も出来損ないのように思えます。認知症対策とすれば、平成18年に信託法が改正され、打つ手も増えました。大竹市は、市民が困らないよう市民の立場でアドバイスすべきです。

**この度の事故を奇貨と捉え、民生委員法第10条の時代錯誤な定め「民生委員には給与**

**を支給しないもの・・・とする。」抗いませんか**

平成12年に介護保険が始まり、福祉が一般的な事業に変わりました。もともと、福祉は渋沢栄一などからイメージできる篤志家という善良で裕福な人格者が行うものとされてきました。

一部宗教団体もこの中に含まれますが、戦後、行政がこの分野に入ってきて、福祉は税金で行うという形に変わりました。それを、措置から契約へで一般事業に変えたのが介護保険制度でした。そんな中で、篤志家のイメージを今も引きずっているのが無給の民生委員です。何か変ですよ。ここは報酬を支給して、国のお粗末施策を追い越しませんか。

3

4番 原田孝徳 議員

質問方式：一問一答

**第7波の影と今後への備え**

第7波の施設高齢者の実態から新型コロナウイルスの影と、本市における第7波の感染状況やワクチン接種、抗原検査キット、PCR検査などの現状から今後への備えについて問う。

4

2番 末広天佑 議員

質問方式：一問一答

**加速化するDX推進に取り組む上で今後の目標、体制について**

10月に地方公共団体情報システム標準化基本方針が閣議決定され、ますます加速していかうとしている自治体のDX推進ですが、まだまだ課題が山積みで、政令市にかかわらず、どの地方自治体でも混迷を極めています。そんな中で大竹市でも推進する係ができ、手探りでも前に進めようとしています。

自治体DX推進計画の重要な取り組みの1つである自治体システムの標準化について、国は2025年までに移行を計画しており、各自治体には計画を見直すよう求めています。このような待ったなしの状況下で、今後のシステムの移行に向けての取り組みや体制、目標について、総務省から公開されている自治体DX全体手順書、自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書を踏まえてどのように考えられているか伺います。

5

5番 小中真樹雄 議員

質問方式：一問一答

**「拉致問題関連本」充実依頼について問う**

新聞報道によると、文部科学省は8月30日付の事務連絡で、内閣官房拉致対策本部からの要請を受け、公立図書館や学校図書館などで拉致問題に関する本の充実に協力するよう依頼を各都道府県教育委員会などに事務連絡したといます。これに対し、公益社団法人日本図書館協会は、図書館の自由に関する宣言を脅かすものであると懸念するとの意見書を文科省に出したそうです。図書選定は、図書館の自由の根幹とも言えるもので、権力の介入について現場では当惑が広がっているといます。

拉致問題対策本部は、毎年力を入れている若者の啓発策だった。お願いにすぎず問題があるとは考えていないとの見解を示し、文科省は、特定のテーマで国が図書館にこう

した文書を送るのは初めてとした上で、図書館の自由を侵害する趣旨ではない。撤回予定はないとしています。

そこで大竹市教育委員会にお尋ねします。この事務連絡についてどんな見解を持ち、どう対応されますか。さらに、限られた図書購入費の中から、特定の分野への経費投入は利用者としても疑問に思います。関連して市立図書館や学校図書室の年間の図書購入費の額や購入図書の選定方法についても教えてください。

6

9番 西村 一 啓 議員

質問方式：一問一答

**小方地区のまちづくり基本構想の今後の取り組みや予定及び計画についてどのように考えているのか伺う**

安全で安心して暮らせるまちづくりと住んでよかったまちづくりは、誰もが望むところですが、自然に人口減少する中、本市の財政計画やまちづくり等、市内の小方小学校・中学校跡地周辺地域の開発や晴海臨海公園施設の今後の整備計画等、本市の歴史文化的な資産を含むにぎわい創生について伺う。

**新しくできる大竹駅や周辺整備で今後の大竹駅は本市にとって今後計画される小方小学校・中学校跡地の整備とどのように連携するのか伺う**

大竹駅周辺は現在、小売店の数も減少し新しく駅東口が通じると朝晩の通勤客が西口、東口と分散されると予測される。朝は高校生の通学路や小・中学生の通学路のみで大竹駅の乗降客数も分散される。

これらを商売にしている方も営業成績も落ち込むと考えられるが、今後は、本市として、小売商業者への支援や店舗改善等について、会議所と連携して対策や民活等をどのように考えているのか伺う。

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前にお知らせがございます。

7月臨時会から、登壇して発言することになっておりますので、御承知おきください。

また、新型コロナウイルス感染予防のため、5分を目安として休憩を入れ、本会議場の換気をしたいと思います。皆様の御協力をお願いいたします。

定例会開会に当たり、市長から挨拶がございます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私共に御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案をいたします議案について申し上げますと、専決処分の承認を求めることについてをはじめ、条例の制定及び一部改正について、規約の変更等について、指定金融機関の指定更新について、指定管理者の指定について、令和4年度大竹市一般会計などの補正予算など、合わせて21案件でございます。これらの議案の内容につきましては後ほど説明をさせていただきますので、御審議の上議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶といたします。

○議長（賀屋幸治） これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、5番、小中真樹雄議員、6番、中川智之議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（賀屋幸治） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月15日までの15日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 一般質問

○議長（賀屋幸治） 日程第3、一般質問を行います。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて、会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で行い、執行部からも一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来どおり5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

16番、寺岡公章議員。

[16番 寺岡公章議員 登壇]

○16番（寺岡公章） おはようございます。16番、チーム創安の寺岡です。

このたびの質問では、生涯学習と社会教育について、その目的や役割を整理して、大竹市の教育分野がさらに一丸となった教育活動につながればと思っております。

質問の件名は、生涯学習課を社会教育課に戻しませんかとさせていただいています。

大竹市教育委員会では、昭和29年の市制施行以来、社会教育課を設置していましたが、平成2年以降は生涯学習課社会教育係としてその役割に当たっています。生涯学習の概念と理念に疑念を持っているわけではありませんし、市民の学習活動を支える重要な分野であることは否定できるものではありません。ですので、市は何らかの形でこの分野への注力を今後も緩めず向き合っていたいただきたいと思います。

その一方で、学習者の自由と自己責任に重きを置くあまり、教育委員会の一機関として、学校教育や家庭教育との連携が取りにくい状況ではないかと感じています。少なくとも現状では、学習者への教育的意義を見出しにくく、教育委員会に所属している有為性を生かし切れていないのではないのではないかという疑問があります。

さきの決算特別委員会で触れましたが、令和3年に地域学校協働本部が立ち上がり、学社の連携・融合について改めて考える時期であると考えています。この機会に、生涯学習と社会教育についての理念と目的、目標、また、学校教育も含めた教育全般においてそれぞれの役割と限界を整理し、大竹市教育委員会の持つ使命をよりの確確実に全うできるよう、この先の質問において確認をさせていただきます。

まず、先ほど申しましたように、平成2年に社会教育課から生涯学習課に置き換わっています。大竹市に限らず、社会教育と生涯学習は昔から混同して扱われやすい、誤解されやすい場面が多くあったようです。しかし、これらは明らかに違うものを指しています。教え育むのは誰か、学び、習うのは誰か。主語からして異なります。社会教育から生涯学習に看板を架け替えたことは、教育委員会の方策に実に大きな影響が生じる覚悟があったことと推察します。では、当時、何を目指して名称を変更されたのか、意図をお聞かせください。

次に、学校教育における学習指導要領が社会教育分野でどう生かされているかについて伺っておきます。

学習指導要領は、全国どこにいても子供たちが一定の水準の教育を受けられるようにするため、定められているものです。学校ではこの基準を基に、地域や学校の実情に応じて教育カリキュラムが編成されています。生涯学習課が実施している各種事業に参加する小・中・高校生も、発達に応じて学校で指導要領に定められた教えを受けているということになります。ここが学社連携の有効性が発揮される場面の1つとなります。

子供たちの学校の外での学びの機会において、社会教育が指導要領の概念を把握しており、事業に参加する子供たちの学年に応じて何ができ、何ができないかが分かっているならば、授業に個々の参加者のハングアップやボトムアップ、こういった要素を盛り込むことができます。さらに、社会教育は、学校教育と比べた自由度の高さから、1人1人の特性、得手不得手に応じた対応が可能です。学校ではやりたくても限界がある教育機会の提供の手法です。

決算特別委員会で、講座や事業の回数や参加人数だけへの注目ではなく、参加者1人1人と向き合った事業、また、事業の消化で終わっていないですかというふうに向ったのは、この辺りの考えからです。

カリキュラムのある学校教育と自由度の高い社会教育の役割分担、連携で市の教育行政としてより質の高い教育の提供ができると考えます。そのためには、明文化されており、発達段階に応じた習熟を比較的理解しやすい学習指導要領が、社会教育にとって大いに参考とされるべきものです。では、その指導要領、生涯学習、社会教育の分野で概要程度でも把握しておられるのか伺います。

続いて、現在、大竹市が行っている学校教育を除く乳幼児期から高齢期に至る教育活動において、連続性、組織性にはどのような考えがあるか伺っておきます。

これは家庭教育も含めた生涯学習のカテゴリーから、担当課が所管する部分と期間を意味していますが、まずは、私の発言の意図をもう少し詳しくお話ししたいと思います。

この問いかけは、もともとは社会教育法第2条にある組織的な教育活動、この文言に、活動の現場である基礎自治体の現状、私の見方、受け止め方を含ませて、より広い意味を持たせて伺うものです。

端的に言えば、大竹市が社会教育課から生涯学習課に看板を架け替えて30年余り。30年あれば生まれたばかりの赤ん坊は30歳になり、50歳だった現役世代は後期高齢者となっています。この年月を重ねる間生涯学習事業に参加した、また、関わった市民にどのような学びがあり、その効果がどのようにその方の人生や地域社会など公共の有益に生かされてきたか。学習に期待する効果が意図された連続性を持って組織的に図られてきましたかという問いかけです。

生涯学習はその特徴として、個人の尊厳、個性の尊重を基礎として、自由の重み、責任の増大に耐える能力の育成などが挙げられ、あくまで学習者が主体性を持った学びに重きが置かれます。そして、その学びの責任は基本的には学習者本人に返っていくということ、これが生涯学習の基本的な考え方だと思います。

生涯学習の理念の、そのよいところを生かしていくことは大変重要であると認識していますが、いかんせん教育行政が行うことに対して可否を問うことは、大変難しいもので

あります。その成果、効果というものが実に図りにくいという性質でありますから。

例えば民間のテーマパーク、何千円、数万円入園料を払って楽しむ娯楽にも、人によって大きな学びを得ることができます。本人の自発的な学び、すなわちテーマパークも生涯学習に当てはまりますよね。教育委員会が提供する学びの場も、民間が提供するレジャーや娯楽の場も、成果を個人の責任にできるということで、逆に言えば教育委員会が学びの場、体験の場と漠然としたイメージで教室や講座を準備しても、学習者本人に学びの意識がなければ、廉価な娯楽、イベントにしかならないわけです。

この辺りはこれまで基礎自治体の教育行政において、手段、また、戦術の端の辺りは論じられてきましたが、生涯学習、社会教育本来の目的を達成するための戦略までにはあまり踏み込んでこられなかった領域だと思えます。

教育行政というからには、生涯学習活動の中で社会教育の色合いを濃く出して、教育や学習の効果を戦略的に持ち、何十年か先の効果を意図すべきであると考えます。それには、生涯学習課に関係する各団体や組織に限らず、学校や市のほかの部署を含めた組織的な営みであることが、より効果的であろうとも考えられます。

学社連携を問うこの場面ですので、現在の教育委員会が連続性、組織性にどのようなお考えを持っているか伺います。

さて、学校の先生方は皆さん教育者として教育界で御活躍いただいていると、このことに疑いを持つ方はおられないでしょう。家庭で言えば、教育基本法、民法、子ども・子育て支援法、これらに、この成長についての責任は保護者にあると明記されており、家庭で教育者に当たるのは保護者と言えます。

では、社会教育における教育者は、誰がそれに当たるのか。決算特別委員会では、学社連携において教育者集団である学校現場と対等の連携を図るために、専門家である社会教育主事や社会教育士がそれに当たらなければ実現に至らないのではないか、このような旨を申し上げました。

社教主事や社教士は、学校の教師と同様に教育界で活躍する教育者の一員であると受け止めています。現在のところ、生涯学習課は教育委員会に帰属しています。では、資格を有していないそのほかの所属職員は、一般行政事務員というだけでなく教育についての行政に関わっており、その認識を持って事業、事務に臨んでおられるか伺っておきます。

細かなところでは最後です。通告では、例として、生涯学習は係として社会教育課か自治振興課に置いてはどうかという質問も記載をさせていただいております。

もう随分と前ですが、全国の市や町の生涯学習部門を市長部局に移動させるのがはやった時期がありました。たしか15年とか20年とか前だったように記憶しています。近隣では出雲市が早いうちから移動させて注目をされましたが、広島市でも市長部局に移動させたのが、政令指定都市として移動させたという印象が深く残っています。

現在、出雲市では市民活動支援課生涯学習係、広島市では市民局生涯学習課となっているようです。これに当てはめてみると、大竹市では市民生活部自治振興課生涯学習係となり得るなど、こういったところですね。現在、自治振興課で提供している市民活動の助成は、公共性、社会性を重視した厳しい審査があります。生涯学習が目指す先の本質的なところ

を考えると、この仕組みはあながち間違っていないのではないかというふうに見えます。

このたびの質問の件名は、生涯学習課を社会教育課に戻しませんかというものです。ここまでの発言で、生涯学習と社会教育の違いについて含みながら述べてまいりましたが、要は生涯学習の概念を優先するあまり、社会教育の特質や長所をないがしろにし過ぎていませんか。地域学校協働本部の本懐である地域学校協働活動を、対等な学社連携の下、風通しよくより円滑に図っていきませんか。そのために社会教育の専門家がより活躍できる素地にしませんか。このような指摘、提案が今回の一般質問の肝になっています。そこでこの件名にさせていただいたところです。

私の質問の意図、趣旨を酌んでいただいて、組織をいじらなくとも教育にしても学習にしても、その理念と意図を含ませて業務に当たることができるのであればそれでも結構ですが、この際看板をかけ直したほうがすっきりするのではないのでしょうか。いかがお考えでしょうか、伺います。

ということで、何点か細かな質問を入れましたけれども、それぞれの問いかけに関係性があることが伝わっていると思います。

以上、登壇しての質問を終わります。御答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、寺岡議員の御質問にお答えをいたします。

教育委員会の組織体制として、生涯学習の分野から社会教育を切り離し、それぞれの役割を整理することで、青少年の育成や成人への教育活動をもっと充実させていけるのではないかと御提案と捉えさせていただきました。

まず、教育委員会において平成2年度に社会教育課から生涯学習課に変更した経緯ですが、教育委員会における機構改革として、それまでの社会教育課から生涯学習課へ課名を変更し、現在に至るまで生涯学習に関する事務や社会教育法に規定する社会教育に関する事務などを実施をしてまいりました。

この機構改革の意図ですが、当時の情勢をひもときますと、国や県が積極的に生涯学習体系への移行として、生涯学習の基盤整備や生涯教育の推進を図っており、これを受けて本市でも平成元年に生涯教育推進構想を策定し、生涯学習モデル市町村事業として取り組みを始める中で、生涯学習推進会議が設置され、生涯学習のまちづくりに向けた活動が開始されました。こうした社会的機運の高まりにより、市民一人一人が生涯を通じてあらゆる時期に行われる学習活動の全般的な支援を行っていくための組織として、生涯学習課を設置したものと考えられます。

その上で、現在の生涯学習課の組織体制を見直してはどうかとの御提案でございますが、このことは今後の生涯学習の考え方にもつながってまいります。生涯学習は、人々が生涯にわたって学ぶ活動であり、社会教育、学校教育、家庭教育が連携しながら、人格形成や豊かな心の育成を図っていくものです。すなわち、社会教育は生涯学習の一部であることから、現時点では現状の教育委員会の組織体制の中から社会教育部門だけを切り離すこと

は考えにくいところではございますが、より一層社会教育の充実を図る必要性についての議員のお考えは理解しております。

具体的な提案もいただきましたが、改めて生涯学習と社会教育の違いなどを考察し、生涯学習を市の施策としてどのように捉え、また、組織としてどのような体制で実施していくべきか、今後、議論を行う余地があると考えております。

次に、青少年教育においても、学習指導要領を把握しながら事業を進めていく必要性があるのではないかと御質問ですが、現在、青少年教育に携わっている職員が、学校教育における指針である学習指導要領を把握して各事業を実施しているとは、必ずしも言い難い状況ですが、青少年教育を進める上で、学校での児童生徒の教育状況や指導の方向性と社会教育事業との一貫性を持たせるためには、学習指導要領の内容についても認識しておく必要があると考えております。

今後は事業などの実施状況に応じて、学校の教職員や教員経験のある総務学事課職員から助言を受けたり、情報を共有したりするなど、適宜連携を図っていきけるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、現在、本市が行っている学校教育を除く乳幼児期から高齢期に至る教育活動において、連続性、組織性をどのように考えているかとの御質問でございますが、まさに乳幼児期から高齢期に至るまで、市民自ら学習を行うことを支援していく社会的な教育活動そのものが、生涯学習でございます。

その主体は活動を行う市民の方々ですが、それを支える社会教育事業を展開する上で、各種生涯学習活動を通じて地域の連帯や文化的、経済的な向上、地域における教育力の活性化、ボランティア活動のような社会参画意識の高揚などが図られているかを把握していくことは重要であると考えます。

また、学生時代に培った知識から青年期、成人期、高齢期へと一貫性を持って継続的に学習していけるよう、必要な支援の場や機会を継続的に提供していくことが、教育行政の役割であると認識しております。

しかしながら、実態としては学校教育との連携や事業における各部局との連携などの面において十分とは言い難い部分もあり、教育活動の連続性、組織性の面において課題を感じているところでもございますので、こうした現状を踏まえながら、生涯学習都市宣言のスローガンでもある「ひとりー学習 ースポーツ ー趣味 ーボランティア」を進めていけるような組織体制について研究をしてみたいと考えております。

最後に、所属職員は教育行政に従事する者としてどのような形で社会教育事業を考えているのかとの御質問でございます。

社会教育とは、社会教育法第2条において、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動と定義をされております。そのため、社会教育事業を進める上では、組織として社会教育を通じた人づくり、人材形成の目標の設定の必要性なども含めて、事業のあり方をしっかりと検証、考察していく必要があると考えております。

今回の議員の御提案を真摯に受け止め、青少年教育の充実や小・中学校と地域の連携を

核とした子供たちの豊かな心の育成について深く掘り下げた事業展開ができるよう、今後、注力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上で、寺岡議員への答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 寺岡議員。

○16番（寺岡公章） 御答弁ありがとうございます。おおむね私の発言の趣旨っていうのは、中身そのものは御理解をいただいて、共感をしていただいている部分もあるでしょうし、課題と感じられた部分もあったというふうに受け止めます。

今後、生涯学習課内に限らずいろいろな場面で、足元を固めるというわけではないですが、しっかりと学習活動の理念であるとか目指すところというものを明らかにしていただきたいなというふうに思います。

社会教育委員などが本来はいろいろと御示唆いただける組織ではあるんだと思うんですが、なかなか専門家というわけではないですから、現場の皆さん方ですから、こういった理念的なことまで触れるのは難しいと思うんですが、教育委員会の中で何らかの形で、こうあるべきというものをつくっていただきたいかなと思いました。

ですので、御答弁には大体私としては、また引き続いて頑張ってくださいというエールで終わるところではあるんですが、その中だけで言えば、学習指導要領に関する部分の答弁で総務学事課職員との連携というふうにありますけど、それももちろん大事ではありますが。ただ、私は、学校現場としっかり密に連絡を取るほうが、より高度な学社連携、学社融合につながっていくんじゃないかなというふうに感じているわけです。

国のほうも言ってますけど、学校の先生が生涯学習課に出向して何年か社会教育の分野でお仕事をされる、また、逆に社会教育の職員が、社教主事とかが学校に頻繁に通って子供たちの様子を見たり現場の生の動きを把握する、そういったことも必要ですねみたいなことを言ってますけど、恐らく今の時点ではなかなか難しいんじゃないかなというふうに思っているんですけど、とにかく有機的な連携、融合というのをしていただきたいんですが、学校とのそういった関わり合いというのはそんなにハードルが高いものでしょうかね、いかがでしょう。

○議長（賀屋幸治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉村隆宏） 御質問のように学社連携というところで、生涯学習課職員と主には学校の教職員との連携という形になろうかと思われま。

なかなか今の現状で言いますと、非常に連携が取れているということは言いがたい部分がございます。学習指導要領については学校の教職員の指導者が学校教育を進めていく上での指針ということで、今までは当課職員がそこをしっかりと把握しているかという、なかなか把握し切れていない部分がございます。だからこそその必要性であるとの御意見だと思っております。

社会教育を行う上で、確かに児童生徒の教育状況や指導の方向性については、先ほどの教育長の答弁にもありましたように、学校教育現場と社会教育現場でしっかりと一貫性を持たせる必要があるとは考えております。

今後はこの学校教育の指導方法、理念について把握していく必要性というのはあると思

っておりますし、御提案いただいたようにしっかりと学校教育現場の先生方と意見も取り交わしながら、適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 寺岡議員。

○16番（寺岡公章） そうですね。今の時点では精いっぱい御答弁をいただけたと思います。まず、考える余地があるというふうな受け止め方をさせていただきました。

地域学校協働本部が今後の将来的な夢を持っているわけじゃないですか。公の場面で生涯学習課のほうからしっかりお話されて、将来的にはコミュニティースクール構想につなげていきたいというお話をいただいているんですよ。

もちろん、いつまでにするんやというふうにやばなことを聞く必要は全然ないんですが、何らかの足がかりをまず、言っていただいた以上は示していただきたいな、1つずつ、小さくてもいいから成果をつくっていただきたいなというふうに思うんですよ。ですので、総務学事課もそうなんですが、やはり学校現場との連携、融合、あと、情報の共有ですよ。こういったところも図っていただきたいなというふうに思っています。

例えば、すごく細かいことですが、生涯学習課の事業に参加している小学生、中学生一人一人の顔を見ていたら、どの子がどのクラブに入っているか、どの子がどんな教科が得意で苦手か、これ分かるんですよ。児童生徒一人一人に対して、じゃあこういう声かけが要るね、こういう学習機会を提供すればいいねっていうのが浮かぶんですよ。それが学校のほうの理解ももちろん必要ですし、生涯学習のほうもその意欲がないと、本当に子供たちがただのイベント参加しているだけに終わってしまう、そういうのもちょっと心配しているんですよ。

ですので、本当に学校に行って、学校開放のときとか、入学式、卒業式、運動会は無理かもしれませんが、何か学校開放して授業参観のときに学校にお願いして、ちょっと一周回らせてくださいとか、可能であればそういったことも必要になってくるんじゃないかなと思います。それでその子が生涯学習事業に参加してきたときに、こないだ駆けっこ頑張ったねとか、授業中よそを向いとったじゃないかとか、それが地域で子供を育てるといふことじゃないかなというふうに思うんですよ。

地域の市民団体の皆さん方がやっておられるので、生涯学習課もそういった市民団体ばかりにお任せじゃなくて、ぜひ、学校現場のほうに赴いていただきたいと思いますし、学校もコロナであれですけど、そこまでおっしゃるならぐらいで門戸を開いていただけたらと思いますので、お願いします。

あと、学校から生涯学習への歩み寄りなんですけど、先日出雲科学館というところに見学に行ってきました。あそこは施設、町の規模も20万弱の人口で大竹市よりよっぽど大きいですし、その出雲科学館も国の補助が随分出て、何十億かの施設ですので、それをまるっきり真似をしろということは、もうとてもじゃないけど言えませんが、その場に理科の教室があって、その建物の中にですね。それで子供たちがそこに理科の実験をしにくるわけですよ。それで市のほうから理科教師、理科教員が派遣されて行って常駐しておられて、その子供たちに実験を通した理科の授業をしていくというのを見て、こういうのが学社連携、

融合なんだろうなというのを改めて感じて、全く同じ真似はできないと思うんですが、生涯学習のフィールドに学校教育の子供たちを招き入れて教育活動、学習活動につなげるといえると思います。そういう大きなヒントが隠されていると思いますので、出雲科学館、ホームページでは全国でも珍しい学社連携のパターンになっているみたいな紹介がありましたので、ちょっと調べてみられたら何かがあるかもしれません。

一応聞いておきたいところもいろいろあるんですが、生涯学習の肝のところを1つ伺っておきます。

生涯学習課は教育委員会に所属しておられて、国の流れなどで教育改革だから、昭和56年か昭和58年ぐらいだと思うんですが、あの頃ぐらいから学習者本人の学習意欲を高めていこうというふうな流れが少しずつ進んで形になってきているんですが、この学習者本人の自発的な学習活動に頼っていけば、長い時間が過ぎていったら、もともとその学習意欲の備わっている人とそうでない人の格差って物すごく大きいものになるんじゃないかなと思うんですよ。それはもうしょうがないと思っただけいいですかね。

社会的なこと、経済的なこと、こういったところに、要は公共的なことを体感して学べる場面ですから、生涯学習の場ってというのは、ただそれに触れる濃度によって人々の年の重ね方ってというのは随分変わってくるんじゃないですけど、それはもうしょうがないんでしょうかね。そもそも学習に対する意欲、これは誰がいつ頃身につけさせるんですか。これが前提にないと生涯学習が成り立たないと思うんですが、どうですか。

○議長（賀屋幸治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉村隆宏） 誰がいつ頃身につけさせるのかということでございます。

もちろん幼児期から青少年期、小学校、中学校、高校に至るまでの学校教育の現場でさまざまな教育をしていく上で身につくものがございます。そういった身についたものが、今後、大人になり社会に出て貢献していく姿に変わるのではないかと考えておりますが、今の中学生が大人になり、育った町で活躍し、例えば社会に貢献していただく、大竹市に貢献していただくということに越したことはございませんし、大竹市にどれだけ残ってくれるかということは分かりませんので、教育として目指すところとしましては、その子供たちが大人になり社会に出たそれぞれの場で、率先して地域に貢献でき、社会に活躍できるように人材育成を視野に入れております。

学校を卒業した後に、我々社会教育行政の職員が何を思ってその方たちに教育の機会を与えていくかというのは、非常に難しい部分がございます。方向性としてはなかなか成果が見えにくい部分でもございますので、御質問のように今後どのような形でその方たちに教育の場を提供していくのかというのは、非常に研究していかないといけないと実感しておりますので、これから教育現場にいる職員一同、一生懸命頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 寺岡議員。

○16番（寺岡公章） そうですね、成果が見えにくいということは私もすごく分かります。

ですので、御自身たちの教育行政の一員としての役割というところで、暗中模索の中でい

ろいろとやっておられるんだらうなというのは応援するしかないんですが、今、学校教育のほう指摘されましたけど、大丈夫ですか。何かコメントあったら。なかったらいいんですけどね。

あとは、課長もおっしゃいましたけど、成果が見えにくい。見えにくいのは見えにくいのでいいんですが、生涯学習って個人の自発的な学びのきっかけからスタートじゃないですか、発見といいますか。そして、学ぶことができたなら、内容って何でもいいんでしょうかね。学習の成果は評価されにくいとはいえ、もちろん反社会的なものはよろしくないというのは分かりますけれども、それが例えば娯楽、レジャーに近いものであったりして、それを生涯学習課が税金を使って展開していくっていうのは、私はいけないとは思わないのですが、現実的に今されているか、どのように考えておられるのかをちょっと確認しておきたいんですけど。教育委員会の役割の1つかどうかとも踏まえてお話しいただきたいんですけど。お願いします。

○議長（賀屋幸治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉村隆宏） 確かに実態、成果が見えにくいものとして、お答えが非常に難しい部分ではございます。小学校や中学校の頃には、学校教育の中で社会貢献や地域の助け合いの精神などについて学ぶ機会があったのではないかと思います。それが大人になり社会に出て過ごすうちに忘れられてきている部分があるやもしれませんし、そういったことを思い返す場として、学びの場を継続して提供していくことが必要だと考えております。

この学びとは、自らが思い立ち、学習をしていくところからスタートするものなんですが、子供の頃から培った考え方や取り組みについていかに継続していくのか、大人になってからどのような形で学んでいくのかということにはなっております。

大人になってから何かを学ぶということではなくて、どのように学ぶのかということを考えさせていくということが必要になると思っておりますし、学校教育から社会教育へ移行する中でしっかりと学びに向き合っていく力をつけてもらえるように、我々も何かしら道筋をつけていかなければならないと考えております。

また、多くの若者が地域社会で活躍できるための知識や経験を獲得してもらう、また、生涯にわたって生き抜く力をつけてもらうために何をすべきかということになるかと思えます。我々教育に携わる行政職員も、改めて考えさせられる機会をいただいたと捉えますので、それらを実行できる組織づくりをこれから考えていきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） 今いろいろと御示唆をいただいたように思います。議員の質問の中の参加者が学びの意識をどう持っているかということで、今ちょっと、これは課題かもしれません。イベントとして捉えているんじゃないかなというような御意見もいただきました。

また、学校、学社連携という意味でも、実際に今、生涯学習課と学校教育のほうとで連携を取れているかということ、それについても今後進めていかななくてはならない大きな課題

の1つだというふうには思いました。

先ほど生涯学習課長が申しあげましたけれども、子供たちだけじゃないですよ。当然幼児もそうですし高齢者の方もそう、学びの道筋をやはりこちら、私どもは方向性というものをつけていくことが必要なのかなというのを、話を聞かせてもらって思ったんですが、私ども生涯学習に携わる者として、そういうさまざまな事業活動を展開する上で、要するに市民の皆さんが抱える問題、たくさんあると思うんですよ。当然その課題解決に向けて私どもは取り組みを進めていくわけで、何をどう取り組んでいくのか、また、その辺りはやはり明確にこちらが意図を持ってやっていかなくてはならないというふうにも思いますし、当然取り組んだときの目指すゴールの姿、その辺りもイメージしながら事業を展開できたらいいのかなというふうに思いました。

なかなか難しいことではあるんですが、そうはいってもやはり指導する側、社会教育という、教育という部分ですので、指導者側としてしっかりとその辺りのプランを持ちながら事業を展開し、取り組んでまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（賀屋幸治） 寺岡議員。最後です。

○16番（寺岡公章） 教育長のお話で、全てもう安心してお任せしようかなというふうに思いました。いろいろ今後の課題にしても、着目点にしてもお話しいただきましたので、すぐというわけにはなかなか行かないかもしれませんが、解決というか進んで、生涯学習課というか教育委員会がどういうふうに進んでいくのかというふうな展望をお聞かせいただいたと思いますので、まずはそれをサイドから応援しながら見守ろうかなというふうに思います。

学校と社会教育、生涯学習の大きな違いの1つ、私が思っているのが、学校ではみんな先生、教育者に対して児童生徒は先生と呼んでいるんですよ。生涯学習事業の参加者は、地域の皆様、おじさん、おばさん方、教育委員会の担当職員の皆さん、課長や係長さえニックネームで呼んでいいですよ。実際、事業の参加者が課長をニックネームで呼ぶぐらい密な人間関係をつくってきた例をたくさん見てきました。それで、そこに学校教育ではできない、また、家庭の親と子の関係ではできない大人と子供のつながりってできると思います。それが社会教育の最大の子供たちへのアプローチの仕方だと思うんですよ。

さっきは学校現場へというふうに言いましたけど、やはり実際に今参加している子供たちとも、顔は見たことがあるけど誰か知らないとかじゃなくて、あれは教育委員会の偉い人なんよとか、ニックネームで呼ばれるような関係を、受講生、子供たちとつくってもらえたらなというふうに思います。

教育長がいいお話聞かせてくださいました。課長もいろいろお考えいただいたみたいで、ありがとうございます。期待しておりますので、引き続きよろしく願います。

終わります。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ではございますが、議場の換気のため暫時休憩を行います。

なお、再開は11時ちょうどの予定といたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

10時50分 休憩

11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続いて、14番、日域究議員。

[14番 日域 究議員 登壇]

○14番（日域 究） くろがねの日域でございます。会派を代表して質問いたします。よろしくお願ひいたします。

その前に、ワールドカップ、2戦目は残念でしたけど、すごいですよね。すごいと言え  
ば、私などは昭和39年の東京オリンピックのバレーボール、いわゆる東洋の魔女ですけれ  
ども、あの大フィーバーを思い出します。でも、最近知ったことですが、そのとき  
の参加国が、日本、ソビエト、ポーランド、ルーマニア、アメリカ、韓国、たった6カ国  
なんです。しかも6カ国ないと競技が成立しない、だから当時、韓国を除く5カ国しか  
なくて、6カ国を集めるために、韓国に頭を下げて参加してもらっています。だから、当  
時フィーバーしましたけどすごくマイナーだったわけですよね。それに比べたら今のサッ  
カーは全世界ですから。今すごいことをやっているなど、そんな気がいたします。

しかも、この30年間日本は経済成長もできずに、だらしない日本だったと思います。そ  
の中にあって、同じ30年で、サッカーだけはJリーグをつくって、大きく変わりました。  
このことはスポーツ界に限らず、全ての事象を考える上で何か大きな示唆を与えてくれる、  
そんなふうに感じております。

今回は多少なりそのような視点を持って、福祉絡みのことですが、2つ尋ねてみ  
たいと思います。

最初は、成年後見制度のこと、2つ目は民生委員児童委員のことです。

まず、1問目ですが、皆さん、11月11日は何の日か御存じでしょうか。1が4つ並ぶこ  
とで、中国では独身の日とされ、昨年までであればアリババがど派手なイベントを打つこ  
とで有名でした。

この日ですが、実は日本では、厚生労働省が決めた介護の日なんだそうですね。その関  
係なのか、先月中頃、NHKのクローズアップ現代で成年後見制度の落とし穴的な問題点  
を取り上げていました。また、週刊新潮の11月24日号でも、認知症になった場合の予防的  
対応策として、任意後見と家族信託を紹介していました。11月25日には、介護の日を記念  
して大竹市社会福祉協議会でも、相続・財産管理を考えた講義が行われました。  
私は社会福祉協議会の評議員でもありますので、その講演を拝聴させていただきました。  
マスコミも社協も、これでもかとばかりに似た問題を取り上げています。大きな問題点が  
隠れているようですが、一体どんなことでしょうか。

昔であれば命を落としていたような事故や病気でも、今は救命できる場合が増えました。  
医療が進化したためですが、だからといって元通りにはならないケースも多いですね。

その結果、生きてはいるけど意思表示はできない、こんな方が日本中で増えています。

私がおもひに交通事故に遭ったとして、あっさりと死んでしまえば、遺族すなわち相続人となった家族が加害者と損害賠償交渉をします。簡単です。ところが幸いにも一命を取り留めた、でも、意識は戻らなかったとすればどうでしょうか。家族に、本人は死んではいませんから本人ですね、まずは。でも、家族に委任することもできないとなれば、当事者がいないんですよね。認知症の患者も同様です。成年後見制度は、そうなった場合の解決手段の1つとしてつくられた制度なのですが、実際は結果的にその制度を使わなかったほうがよかったと思われるケースがあって、その一例がさきのNHKの番組でした。

それを避けるには、意思表示ができない場合のことを事前によく知っておく必要があります。そのためにも、そんなときに大竹市役所の地域介護課に相談に来てねっていう状況が欲しいと思うんですが、また、元気な段階での事前の準備であれば、成年後見ではなく任意後見や、後見とは全く違う信託という制度がありますね。それどころか、問題はここなんですけれども、認知症になっても家族で上手に対応すれば、成年後見など何も関係なく済んでしまう場合も、実は多いようなんです。

じゃあどうすればいいのか。非常に分かりにくい制度にしてしまったこと自体、これも国の政策の失敗だと私は思いますが、そのどつぼにはまったら大変です。大竹市には、市民に対してそれらの啓発を図る役目があると思いますが、それが今回の質問のテーマです。

成年後見制度は、平成12年の民法改正によって、意思表示できない人に対する対応が禁治産者から成年後見に代わることによって始まりました。しかし、民法は、人と人の権利調整の法律ですから、本来であれば地方自治体である大竹市とは直接関係ない話です。関係ないことで質問はできませんから、そこで大竹市としての関わりがあるのか、まずは調べてみました。

まず、広報おおたけ令和元年の9月号で、成年後見制度の紹介として、判断力が十分でない人が必要な契約を結べない場合、自身に不利な契約を結んでしまった場合に備えて云々と紹介してありますが、いまいち具体性がありません。この広報おおたけの文章は、多分どこかにあった公的な文章を切り取って貼り付けただけじゃないかなと思います。重要な目的を持った文章は、大竹市の有能な職員が責任を持って、市民に分かるように自ら書いてほしいと思います。

さらに調べると、一昨年3月に策定した第3期大竹市地域福祉計画がありました。そこには、誰もが自分の意思を尊重され、尊厳を持って安心した生活を送ることができ、人と人が互いに支え合う地域社会をつくりますとありましたが、この文章を聞いて意味が具体的にお分かりでしょうか。まさにこれはつかみどころのない文章としか思えません。

実はこれが大竹市の成年後見制度利用促進基本計画の、その目的とした部分に書いてある言葉なんです。このことで大竹市には、成年後見制度利用促進基本計画なるものがあることが判明しました。大竹市がこの制度に何らかの関係を持っていることが分かったんですね。

でも、そこに示されている目的としての文章は、ピンぼけ過ぎて何のこともさっぱり分かりません。もう一回読みますね。成年後見制度利用促進の目的が、誰もが自分の意思を

尊重され、尊厳を持って安心した生活を送ることができ、人と人が互いに支え合う地域社会をつくります。やはり何のことか分かりません。

さらに調べると、その基になる法律が見つかりました。成年後見制度の利用促進に関する法律です。そして、その第1条には、この法律は認知症、知的障害その他精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合う、あとは云々と続くんですけども、その目的がそれなりに書いてあります。

なぜ大竹市はこの基本計画の目的を説明するについて、認知症や知的障害者の財産管理といった具体的な表現を避けたのでしょうか。目的がぼやけていたら、その後続く文章を読んでも理解できないのは言うまでもありません。

この文章は最悪です。でも、最悪ですが、そうせざるを得ない事情があるように思います。それに比べると、NHKのクローズアップ現代の内容は具体的でした。その内容を、少々かいつまんで説明します。

お父さんが意思表示できない障害者になったんですね。勤務していた会社での就労中の何かが原因のような気がしました。そして、会社と交渉するためには、お父さんの代わりに意思表示をする成年後見人が必要だったわけです。

この件は、家庭裁判所が司法書士を成年後見人に選任し、会社側とは和解が成立した。そして、当初の目的は達成されたわけですが、問題はそれからなんです。その後見人がお父さんの預金をずっと管理するわけです。しかし、家族がお父さんのために、お父さんが好きだった孫に囲まれた誕生日パーティーなどをしてあげるためにお父さんの預金を使おうとしても、その成年後見人が一々口を挟んで制限をする。挨拶にも来ない。しかもその成年後見人は、お父さんが亡くなるまでお父さんの預金からずっと毎月報酬を取り続ける。その上、クビにもできないという、不満たらたらの内容でした。

一度後見人を選んだら替えることもキャンセルすることもできないこの制度、家庭裁判所が変な成年後見人を選んだら、とんでもないことになるのがよく分かります。こんなケースをどう防げばいいんでしょうか。週刊新潮も、元気なうちの準備段階なら任意後見もあり、信託を使う手もあるよという、これも明確で具体的な内容でした。

さっぱり分からないのが、申し訳ありませんが大竹市の文章です。先ほど触れた社会福祉協議会の講演会ですが、これは地元の司法書士の先生の講演ですから、変なはったりもなく、本当に分かりやすかったと思います。予備知識を得るための勉強会とすれば十分だったと思いますが、同時にこの制度には難しい問題があり、それに対応して現在改正が検討されていることも分かりました。さっき言った不都合なことを改正しようと、国はしているみたいです。

では話を戻して、一体じゃあ何もしなくて認知症になったら、具体的に何が困るのか考えてみます。認知症対応型共同生活介護施設って分かりますか。要するにグループホームのことですが、入居するには利用者と事業者で契約を交わします。事業者と契約するのは、グループホームの入居者御自身です。でも、本人は認知症です。一見契約が難しそうですよね。でも、現実にはノープロブレム、問題ありません。

1番、本人が頑張って署名するか、または本人の名前を家族が代筆する。

2番、家族が保証人とか身元引受人とかになる。

3番、成年後見制度は使わない。

これは広島県の介護事業者を指導監督する部署の方に直接電話で聞いた話です。一々後見人を使ったらやっておれないし、毎月何万円も報酬払えませんからね。だから民間対民間ですから、相手がいいって言えばいいわけです。

だから広島県においても、成年後見人の制度を利用推進しようという部署と、高齢者施設をチェックしている部署、言うことが全く違うんです。私がグループホームって言ったら、ああ、グループホームじゃないですよ、特養だって似たようなものですけどね。それはどうしてもそういう方は意思表示ができない方が多いですから、明らかな矛盾ですよ。

ここから分かることは、家族がいれば通常は問題はないということです。成年後見制度利用促進基本計画を書いた大竹市の立場は、不必要なものは使わなくてもよいというのか、それともできるだけ使えというのか、どちらなのでしょう。

親の財産はいずれ相続されます。その流れに沿えば、意思表示できなくなったら、相続予定者である配偶者や子供の意味は当然尊重されるべきだと思いますが、そこに裁判所が割って入って、指名された赤の他人の後見人が茶々を入れるから問題になるんですよ。だからくだんの県職員が言うとおりに、家族が契約書を書いて、それで無事終わればそれが理想であり、それこそが通常人間が持ち合わせている自然な心情に沿ったことと考えます。いかがでしょう。

成年後見制度は家族がいない、または家族間の意見が対立しているなど、制度を真に必要なとする人が使うんであって、不必要な人は使わなければいいんだと思います。行政はどんなときにどう必要かを分かりやすく示すべきであって、意味不明な文章で利用促進を図ることは罪なことです。

NHKのクローズアップ現代は、成年後見制度の欠点を知らずに、ある意味気軽に使ったために困っている人を紹介するという内容でした。市民への説明が不十分であったり的外れであれば、クローズアップ現代の批判対象に大竹市も含まれるようになるかもしれません。

そもそも成年後見とは、それまでの禁治産のことです。なぜ国は、認知症、知的障害その他の精神上の障害がある人を助けるという言い方をせず、助け合いなどとピンぼけなことを言うんでしょうか。しかも信託後のことは全く言いません。例えがいいかどうか分かりませんが、地図を広げて広島はどこですかと尋ねたのに、ニューヨークはここで、ロンドンはここで、東京はここですと。うそじゃないけれども、広島がどこか教えてくれない。そんなイメージだと思います。

それでお願いします。まず今は、お元気な市民の方から、万が一認知症、意思表示ができなくなるなどへの備えを問われたら、どんなふうで大竹市としてアドバイスしますか。私が述べたことを踏まえてお願いいたします。

次の質問です。

最近大竹市で、民生委員にお願いした資料の行方不明事件がありました。そのことはそ

れで上手に対応していただきたいのですが、いろんな場面に出てくる言葉が、民生委員の報酬のことなんですよね。私も直に何度も言われたことがありますよ。あなたたちは報酬があつてええよねって、私ら無報酬だからねって、これは何度となく言われます。

ここで、民生委員法の一部を紹介します。第10条、民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、3年とすると書いてあるんですね。第14条にもこうあります。民生委員の職務は、次のとおりとする。1、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。2、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。全部、最後は「こと」となっています。すごいですよね。何かまるで悪いことをして罰則を与えられたような言い回しです。

1問目で成年後見制度を問いましたが、福祉の歴史は篤志家に始まります。令和6年に1万円札に登場する渋沢栄一に代表されるような人物を篤志家というのかなと私は思いますけれども、賢くてお金持ちで社会正義に造詣が深い方、そんな方たちのボランティアで福祉は始まりました。

戦後社会福祉が行政の責務となって、税金を使って行政が措置する形になりました。措置ですよ。そして、措置から契約への掛け声の下、介護保険制度や障害者自立支援法ができて、様相が一変します。福祉がビジネスになったんです。

考えてみれば、措置の時代だって福祉部門で働く公務員は、まともな給料を取っています。ましてや今は、株式会社が営利目的で福祉を行う時代です。そんな時代に、民生委員、児童委員は無報酬で、住民の生活の状態を必要に応じて適切に把握しておくことと言われたら、私だったら頭に來ます。少なくとも時代錯誤でしょう。

でも、大竹市にとって民生委員、児童委員は、必要ですよ。大竹市の福祉の根っこを支えている方たちです。だとすれば、法律にあらがって報酬を払ってみたらどうだろう。学校給食の食材費は、保護者負担って決まっています。でも、無視する自治体が増えました。無視することを社会は評価しています。福祉行政の現場を支える民生委員、児童委員は厚労省の委嘱ですから、厚労省は報酬を払わないとしても大竹市から何らかのものを払えばよいように思いますが、いかがでしょうか。

それでお尋ねします。民生委員、児童委員が無報酬であることのメリットがあれば教えてください。2番目に、民生委員、児童委員は厚労省から委嘱された非常勤の地方公務員とされていますが、委嘱状を見ると、何か国家公務員のように見えます。それは私の勝手な思いかもしれませんが、何はともあれ報酬を払ってみませんか。大竹市から国を動かせるかもしれません。

以上、登壇しての質問を終わります。

今回の話は、大竹市にああせえ、こうせえっていうよりか、国のルールがちょっとよろしくない、それに対して大竹市はどう対応しますかっていう内容です。難しい質問だと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 近年身近な問題となってまいりました成年後見制度につきまして御質問いただきました。ありがとうございます。

日域議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、大竹市成年後見制度利用促進基本計画に関する御質問についてでございます。

令和2年3月に策定した第3期大竹市地域福祉計画の第2編各論の第8章に、誰もが自分らしく暮らせることを守る制度などの促進を掲げています。その中で位置づけている大竹市成年後見制度利用促進基本計画では、地域福祉計画にある、個人の尊厳が保たれ支え合える地域社会の創出のために必要となる制度の1つとして、成年後見制度を挙げています。

制度そのものより、制度の利用も含めて相談者や支援が必要な人を支える体制を構築することに重きを置いた計画になっています。そのため、成年後見制度に特化した表現と比較すると、抽象的に感じられる点は否めない部分があると思います。個別制度の目的というよりはもう少し広い範囲で、個人の尊厳が保たれ支え合える地域社会を目指すことを記述した表現ですので、御理解をいただければと思います。

さて、成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方を保護するための制度で、大きくは法定後見と任意後見があります。

法定後見は判断能力が十分でなくなったときに、本人、配偶者、4親等内の親族などが申し立てをするものでございます。任意後見は、公証人が作成する公正証書により本人があらかじめ選んだ受任者と、内容を決めて結んでおいた任意後見契約に従って、本人の判断能力が十分でなくなったときに請求をして、任意後見人が本人を援助するものでございます。いずれの場合も手続には費用が必要となり、また、後見人などの報酬は原則本人が亡くなるまで継続されます。

成年後見制度には、判断能力を失っても財源が保護されたり、生活面の支援を受けたりすることで安心して暮らせるという利点がある一方で、第三者が後見人などに選任された場合は、家族であっても自由に財産を扱うことができなくなったり、後見などが続く限り費用が必要になったりするなど、制約的な要素もございます。

御質問の、健常の方への将来的なアドバイスについては、健常な方であれば直ちに法定後見の手続に入ることはできませんが、任意後見や信託といった制度も含めて、幾つかの選択肢の中からそれぞれに最善と思われる制度を御自身で選択してもらえますよう、各制度の概要をお示しするとともに、必要に応じて専門機関の窓口などを紹介することになると考えます。

一方、判断能力が十分でなくなっている方に対しては、御家族などに健常の方と同様の対応を行うことに加えて、市を中心に市内の事業所などと連携しながら、多様な課題を抱える方たちが相談しやすい支援体制の構築に取り組んでいるところでございます。

必要に応じて成年後見制度もこの体制の中で検討しますので、専門職や地域の皆さんとも連携しながら支援していくこととなります。加えて市広報や市ホームページでも、超高齢社会の中で市民の皆様が健康なうちから将来に備えておくことの必要性や制度の目的な

どがしっかりと伝わるよう、より分かりやすい表現で周知・啓発に努めていきたいと考えています。

次に、2点目の民生委員・児童委員制度についてです。

民生委員、児童委員の皆様には、社会福祉行政を推進するため、行政や専門機関と連携・協力し、地域の皆様の相談、援助を行うなど、大変重要な役割を担っていただいています。その身分は非常勤の公務員と解されていますが、実際に地域で生活を営まれながら、地域住民の立場に立ち、社会奉仕の精神を持って活動されている点が最も特徴的で、重要な意味を持つものと考えています。

毎月の定例会や地域行事、高齢者や子供たちの見守りなど、活動は多岐にわたっており、御自身の時間を割いてボランティアで行っていただいていますことに、本当に頭が下がる思いでございます。心情的には報酬をお支払いしてもよいのではないかと感じるほど、親身に活動していただいております。

無報酬であることのメリットは何かとの御質問でございますが、強いて言えば、無報酬であるからこそ、地域の皆様と目線を合わせて、住民の立場から行政と住民のパイプ役として役割を果たしやすいという側面はあろうかと考えます。

また、民生委員、児童委員の活動はそれぞれの御事情に応じて可能な範囲で行っていただいています。報酬があることによって一定の義務やノルマが発生してしまいますと、受け止め方はさまざまかと思いますが、かえって活動が難しくなるという印象を持たれる方もいらっしゃるのではないかと思います。

議員からも御紹介いただきましたとおり、民生委員法第10条に、民生委員には、給与を支給しないものとの規定がございます。法の枠を超えて市が独自に報酬をお支払いすることは、現実として難しいものと考えています。

なお、民生委員活動の通信費や交通費などの実費弁償として、本市から活動費をお渡ししています。広島県からの権限移譲事務交付金を含め、令和4年度の1人当たりの活動費は年間11万9,400円となっています。

議員御指摘のとおり、時代の流れとともに民生委員、児童委員を含め、地域活動を取り巻く環境は変わってきています。今後は、より実態を反映した活動費とするための研究に加えて、活動の負担軽減や効率化などの観点から、委員の皆様の御意見も伺いながら、活動内容の見直しや協力員制度の導入、さらにはデジタル技術の活用なども研究、検討してまいりたいと考えています。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） 難しい質問で、答弁ありがとうございます。

実を言いますと、今回の話はヒアリングをした後に分かったことが山ほどあって、大きな方向性は変わらないんですけども、なかなか分からないものですよ。

やっぱり私が思うのは、成年後見が悪いわけじゃないですけども、後見人の決め方というか後見人の権限といいますか、報酬とか何とかが、なかなかすごいことになっているから問題なんであって、さっき言いましたけど、社会福祉協議会の司法書士さんの講演会

でも、例えば何かするために後見人を選んだけど、目的を達成したらもうそれは解約できるとか、それから報酬をもっと下げるとか、そういう方向だと思うって言いながら、今、検討されてますと。だからそのうち変わるんじゃないかと個人的には思うとおっしゃってましたけど、そういう中において国が単純に推進って言うから私はおかしいんじゃないかと思っているわけで、今の、言い方を変えると大竹市のやり方は中途半端に見えますけれども、それが意味最も現実的なのではないかとすら思います。

要するに、平成12年ですよ、できたのが。どうも調べてみると、その直後から何か支援するためのいろんなお金を出しているのか、ちょこちょこ何かありましたけど、詳しくは分かりません。でも、それから16年たった段階で法律をつくって、成年後見利用促進の法律をつくって、それで国の責務だ、都道府県の責務とか市町村の責務とか言って、上から網を被せられたわけですよ。

だから大竹市も仕方なしに、その計画をつくったんですけども、さっき分かりにくいって私、ネガティブな言い方しましたけど、言い方を変えると単純に促進でもないよねって、さっき言いましたけど、県の職員が言うことが、いや、あんなもん使いませんよっていうのもすごく、現実問題としては正しいやり方なんですよね。

さっき民生委員の話は、報酬はないんですけども、後見人は報酬があるわけですよ。これがもうずっと、物すごく彼らの生活っていうか、報酬を維持するのが目的かもしれないけれども、それで結局資産に応じて報酬額が決まるって言いながら、じゃあ資産がほとんどなかったらどうなるのかって、私そこまで分かりませんが、最後は市が払ってるんですよ。決算見たらちゃんと大竹市、大した金額じゃありませんけれども、大竹市が出しています。そこまでして後見人にはお金払うのに民生委員には払わないのかっていう言い方、今ここでしてもしょうがないんですけども、実際問題として促進とか言われても、実際困ってるんじゃないかと思うんですが、さっき言いましたけど、家族がちゃんと、仲のいい家族がいてトラブルがなければ、これできるんですよ、しなくてもね。そんなことを実際にアドバイスしていますか。

役所ってなかなか難しいですから、本音をずばずば言えないところもあるのかもしれないけれども、困ってますという言葉が私は欲しいんですけども、さっきサッカーのことを言いましたけど、戦略が悪かったらお前頑張れって、シュートせえって言ってもできないわけですよ。そして、私、禁治産者が何で成年後見に変わったのか、そこも分からないんですが、私の学生時代の六法を引っ張り出してみると、当然昔の民法が書いてありますよね。昔で言うと、誰かが意思表示ができなくなると、その配偶者になるって書いてあります。何かそれが駄目な場合には親とか子供になるんですけども、そして、それを裁判所に言ったら、多分裁判所が宣告をしてくれて、それで決定すると思いますけれども、今は裁判所が宣告じゃなくて選任するわけですよ。

裁判所に今任せてしまっているところがあるんですけども、そこで、この前のNHKの番組を見ても、物すごく丁寧に細やかな対応をしている後見人もいれば、顔も見せないっていう人もいます。そういうことがあるという現実はやっぱ身近な行政として言っていかなくちやいけないし、それとそのルールが変われば、例えば何かの厄介な契約とかする

場合に一時的に後見人をお願いして、それが済んだらお世話になりましたって言って解消できると。それとか報酬がもう少し下がれば使いやすくなると思いますけれども、そういうことも、この前司法書士さんは講演会でそのことを結構時間をかけてお話ししてましたけど、大竹市にも、ある意味では促進する義務はあるんだけど、これこれしかじかなんですよねっていう話を分かりやすくしてほしいんですね。

さっき言いましたけど、もともと民法が変わっても、大竹市、あまり関係ないじゃないですか。法律じゃなければある意味、地方自治体は知ったこっちゃないですよ。でも、その民法の制度を促進しろ、利用促進を図れって言われてこうなっているわけですけども、本当に国のお粗末な政策が市町村に負担をかけていると私は思いますけれども、これもヒアリングの後の話ですけども、中核機関とかあるんですね。よく分からないですけど中核機関というのがあって、私は井原市に電話しました。井原市っていう岡山県の大竹市みたいな立場の、一番西の端っこの市ですけども、ユーチューブでその、中核機関というのは成年後見制度を利用促進する組織ですけども、そこでは包括支援センターの中にありました。その活動風景がユーチューブの動画でちょっと出てましたけど、国の言うことに素直に従ってそういうものをつくってるんだと思いますが、大竹市もそんなものをつくろうとしているのか、あるのかなのか、その辺お分かりなら教えていただけますか。

本当に、私やれっていう気はないですよ。本当に変な法律があったら、それに上手に対応するしかないわけですから、市民がその選択を誤らないように、やっぱり上手に情報提供していくのが地方自治体の本音の部分で、役割だと思いますからね。ちょっと聞いてみるんですけども、中核機関とかいう言葉があるんですけども、お分かりだったらお願いします。

○議長（賀屋幸治） 地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） 成年後見制度の中核機関ですけども、先ほどおっしゃいました地域福祉計画の中に中核機関というものがございます。現状で言いますと、大竹市の中にその機関ができていう状況ではありませんが、今、重層的支援体制の整備ということで、幅広く複数の課題を抱える方、あるいは複数の支援が必要な方、そういった方の支援をしていこうという体制づくりの移行期間中で、今、準備をしています。

そういった中を含める中で、場合によってはこういった成年後見制度などのことも取り扱うということは十分に考えられますので、別の機関で立てていくのか、全てその重層的支援体制の中にこの成年後見も含めて対応していくかというところはあるんですが、将来的にはどこかの段階で、中核機関に相当するものは設置をするという形になっていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） たしかこういうものを、今年の3月ぐらいまでにつくって言っているのではなかね。何かいろんなものを国は言ってくるじゃないですか。それでもものによったら、3月につくって言ったけど全国で5割ぐらいしかつくってないとか、何かまるで

中国のコロナ対策を思い出しますけれども、やっぱり本当に面倒くさいことがいっぱいあるんだと思いますけれども、国が地方にいろいろ言うてくることは多々あるんだと思いますけれども、地方は地方でやっぱり提案をしてほしいと思います。

だから中核機関は今はないわけですよ。これは単純に何か1個だけ捉えて、これがあるかないかといっても本当にしょうがないことだと思いますし、それこそもう千差万別、いろんな組み合わせで、もうあるんだと思います。だからそこを、結果的には上手にやってほしいと思いますけれども、国がそんな利用促進計画をつくれとかなんとか言っている中に、本音の部分で上手に、本音の部分の文書を行政が出すというのなかなかばかられるものがあるかなという気はするんですけども、文書まで出さなくても、やっぱりいろんな意味で今の制度を上手に使うという発信はしてほしいと思いますし、それとさっきの制度の改正ですけれども、司法書士さんはかなり具体的なことを言っていましたけど、行政としてもその辺、お分かりですか。その報酬のこととか、成年後見人を要するにキャンセルするとか、ということができるようになんか動いている。

どこかで聞いた話では、すぐじゃないけど二、三年はかかるんじゃないかねっていう、それは単なる日常会話のレベルですけれども、法律で決まってるんですかね。よく分かりませんがね。

本当に資産が5,000万円だったら月額5万円ぐらいで、資産が2,000万円ぐらいだったら月額2万円って、じゃあ資産が100万円だったら幾らかと思うんですけども、めちゃくちゃ安くはないでしょうね、もちろん。でも、その辺を今度、もちろん誰かが陰でこそそそ考えているんじゃないかと、変更しようということどこかの俎上とか、上がって議論しているんでしょうから、その辺はもし分かれば、どんなところ、これは法律なんですよ。分からなかったら結構ですよ。私が知りたいだけの話ですけれども、どこでどんなふうに考えているのかなと思ひまして。こんな使いにくい制度は早く変更してほしい。それさえ変われば別にあんなことなりませんからね。もし分かれば教えてください。

○議長（賀屋幸治） 地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） 正式に通知が来ているとか、そういった類の話ではないんですが、あくまで報道レベルの私の持っている情報ということでお答えをさせていただきたいと思います。

一応法務省のほうで今年に入って、先ほどおっしゃったようなさまざまな問題点があるということで、民法改正に向けていろんな検討に入っているということで、今目指されているのは2026年までというふうに書かれてはありましたけれども、大きくは3つございまして、1つには、本人にとって適切な時期にだけ使えるように、支援の範囲であるとか期間を設定できるようにしようであるとか、あるいはその成年後見人の、今は亡くなられるまでずっと続きますけれども、更新制であるとかそういったものに見直すのであるとか、あるいは途中で、最初のうちは専門職の方にやっていただいて、もう通帳の管理だけのよう状態になったところで家族に切り替えようとか、そういったところの見直しを検討されているというふうになっております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） 本当に昔と違って今はそういう方が、高齢化もありますけれども、医療の進歩があつて、上手に考えたり意思表示したりできないような方が増えてますよね。それで今国会でがたがたやってますけれども、旧統一教会絡みの問題があるじゃないですか。あれだつて、寄附をした半年後にアルツハイマーっていうふうに診断が下つたとかあるんですけども、極端に言えばこの後見制度をもし使えれば、そしたらもう契約能力なくなりますからね。

そういう、上手に使ったら予防線を張る手段にもできるのかなと、これは素人考えですけども、ああいう方もいますし、今日の中国新聞の一面トップは特殊詐欺のことが大きく出てましたけど、全てこういう話にも若干関係しているんですよ。だからきちんと法整備をして、そういう被害に遭ったり、悪いことしたり、そういうことが少なくなるようにしてほしいなと思います。ありがとうございました。

次へ行きます。

民生委員のことは私、深く分かっていませんし、本当に頭が下がる思いですけども、仕事は仕事ですから中身は分からないじゃないですか。それこそ日頃見たら何てことはない人なわけですよ。でも、その私が知らないところでされている仕事っていうのは、それこそ非常にプライバシーに関わることでですから分からないで当たり前なんですけれども、相当な御苦労をされているんだろうなと思います。

報酬が払えないというのは当然、答弁はそれしかできないと思いますけれども、へ理屈をちょっと言わせて欲しいんですけども、仕事を民生委員に委託をするというのはないですか、委託料を払う。

本当に、皆さんがお金を欲しくてやっているとは、もちろん当然無報酬ですから、そんな方は今1人もおられないと思いますから、お金を払えば多少イメージが変わってしまうかもしれませんが、少なくとも経費といいますが、活動費は十分に見てあげてほしいなと思うんですが、その辺はどんなものでしょうか。

○議長（賀屋幸治） 地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） 先ほど市長からも答弁させていただいたように、今、活動費しか払えていないのが実情でございます。県からいただく財源に加えて市町で上乗せをして、お支払いをしているという中で、広島県内だけ見ても市町によってその額には多寡がございます。

今、本市の場合は、真ん中よりちょっと上ぐらいかなというふうには思っていますが、実費弁償のところをどう見るかということでは、いろいろ工夫のしようというのはあるのかというふうに思いますので、他市のことも研究しながら、できるだけ御負担にならないように検討していきたいというふうには思っています。また、昨年、一昨年はコロナ対応ということで、なかなか訪問が難しいということで、お電話代であるとか郵便代であるとか、そういった対応でということの上乗せをされていたんですが、今年度からはそれも今ちょっとなくなっているという状況もございますので、その辺で検討の余地があるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） ありがとうございます。市町で差があるのは、個々の市町の考え方によって差がつくところはあるということですね。

世の中には、民生委員に限りませんが、大事な役を果たしているけど世間では何も言えないとか、そういうお仕事もあるじゃないですか、例えば保護司とかですよ。そういう方たちのお仕事もちゃんとやりやすくなるように配慮してあげてほしいなど、これはど素人の思いですけれども、それを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 続いて、4番、原田孝徳議員。

〔4番 原田孝徳議員 登壇〕

○4番（原田孝徳） 4番、一人会派の原田孝徳です。

本市の昨日発表の感染者が27名、11月はなかなか感染者数にかげりが見えないうちに終わってしまいましたが、そこで看護や介護の視点から、第7波の影と今後への備えということで質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスという言葉が列島を駆け抜けてから、間もなく3年が経過しようとしております。しかし、当初これほどの長期にわたり人々を震撼させ、生活スタイルが変わるほどの日常が訪れるとは誰が想像したのでしょうか。そして、3年目を迎えた今年、徐々に行動制限は緩和され、観光地や飲食店には少しずつですが、にぎわいが戻りつつあります。

しかし、一方で病院や介護施設では、まだまだ命との戦いが続いております。特に介護施設、とりわけ一部の入所施設では、直接コロナに感染している入所者と接する機会が増えてきたことで、看護師や介護職員の緊張感や負担は増大しています。

このように光と影が交錯する昨今ですが、まずは第7波と言われる直近の3カ月を振り返り、本市における感染の状況や感染経路などを分析し、どのような対策、対応をしてきたのか。そして、それを踏まえて、この先3カ月はどのような備えが必要であると考えていますか。

さらに本庁を含めた公共施設や公共交通、そして、職員の消毒、検温などの感染対策、また、主催イベントなどにおけるそれはどのようにされていますでしょうか、お聞かせください。

以上で、登壇での質問は終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 感染の拡大と縮小を繰り返す新型コロナウイルスに、昨今は少し慣れてきて感染対策が緩んできているのではないかと私自身も危惧しておりますが、議員も同様の視点に立っての御質問かと思えます。ありがとうございます。

それでは、原田議員の御質問にお答えをいたします。

本市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況ですが、昨年末には一時的

に鎮静化していましたが、年明けから感染者数が増加し、今年1月の新規報告者は363人を記録しました。その後、6月にかけて徐々に感染者数は減少したものの、7月から再び大幅に増加し、8月の新規報告者は1,006人と、過去最多を記録いたしました。いわゆる大7波のピークはこの時期であったと認識しております。その後、9月には476人、10月には327人と一旦減少傾向が見られましたが、11月は664人と、再び増加傾向に転じています。

本市における9月から11月までの3カ月間の感染者の発生状況を年代別の割合で比較すると、最も多い年代が、9月は30歳代、10月は10歳未満、11月は10歳代となっています。

県全体の感染者も現在、増加傾向にあり、一般医療及び感染症への医療の負荷が生じ始めている状況を示すレベル2で、11月29日時点の確保病床使用率は63.4%となっています。

新規報告者の個別の感染経路などは公表されていないため、詳細については分析はできませんが、県がホームページに公表しているデータによると、県内のPCRセンターにおける陽性者のうち約6割は家庭での感染と推定され、約2割は感染経路不明という状況です。感染予防の観点から、市としてワクチン接種の勧奨を引き続き行っていくとともに、市民の皆様には基本的な感染防止対策を継続していただくことが重要であると考えます。

次に、本庁を含めた公共施設や公共交通、職員の消毒、検温、主催イベントなどにおける感染対策についてです。

これまで県への対応方針にあわせて、市が所管する公共施設の利用を制限したり、市が主催するイベントを延期または中止したりしてきましたが、今年3月にまん延防止等重点措置が解除されてからは、公共施設の利用は感染防止対策を徹底した上で通常運営とし、市が主催するイベントにつきましても、広島県におけるイベントの開催条件についてで要請されている開催条件を基に、開催の可否を判断してまいりました。また、今年1月から9月にかけては、人流の増える週末に防災行政無線放送や防災メールを利用して、マスクの適切な着用、手洗いや消毒、定期的な換気、人との距離を取る、飲食時にはマスクを外したままの会話を控えるといった基本的な感染対策について、注意喚起を行ってまいりました。

今後、新型コロナウイルス感染の第8波、また、冬期を迎え、インフルエンザとの同時流行も懸念されています。これまでどおり本市の公共施設や公共交通においては、マスクの着用、定期的な換気や消毒といった基本的な対策を職員などに徹底させることはもちろん、市民の皆さんにおかれましても基本的な感染対策の徹底に引き続き御協力いただくよう、適宜、注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

今後、感染拡大防止のための県独自の集中対策やまん延防止等重点措置の適用となった場合には、県や国の示す指針にあわせて、公共施設の利用制限やイベントの中止や延期といった対策を講じていくことが必要かと思いますが、ホームページなどを利用して市民の皆様にも周知していきたいと考えております。

以上で、原田議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩を行います。

なお、再開は13時ちょうどを予定いたします。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

11時59分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番、原田孝徳議員の再質問から始めます。

原田議員。

○4番（原田孝徳） どうも、答弁ありがとうございました。

基本的な感染対策というのはもちろん必要であると思います。特に手洗い、消毒につきましては、前にこの場でもお話しさせてもらったんですけど、介護施設や一部の病院などでは結構厳格に消毒、手洗いされていて、30秒間流水で流してくださいとか、15秒間消毒液をつけてしっかり手首とか、それから指先まで、指の間までしっかり洗いましょうとかいうようなのを現在も続けておる状況なので、先ほど答弁の中で感染対策も少し緩みがちというような話がありましたけれども、この本庁の入り口にも消毒液があると思うんですが、たまに私も何かのついでに見てみるんですけど、やっぱり最近はなかなかその場所にあることに気がつかないのか、もしくはふだんされないのか分からないんですけど、結構通過する方が多いので、何かしらもう少し緊張感が必要なのかなと思いますので、何か分かりやすい表示等されてもいいのかなと思ったりもします。

それではもう少し具体的に、少し質問させていただきたいと思います。

まずは、数字に関連するものになりますけれども、1つ目はこれまでにコロナにかかった人、2回、3回かかった人もいらっしゃると思うんですけども、そういう方も1人というふうに換算すると、実際トータルで何人ぐらいの方が本市で感染されているのか。あまり数字で見ることがないような気がしますので、分かれば教えてください。

2つ目なんですけど、先ほど市長のほうから本市の直近3カ月の月別の感染者数というのを聞いたんですけど、お隣の廿日市市、それから、広島市と比べて人口の割に本市の感染者数がちょっと多いように感じているのですが、数字の面の比較というものはどうなんでしょうか。

それから、本市を中心とした、東は広島市ぐらいまでかなと。西は和木町か岩国市辺りまでかなと思うんですけど、その辺りを含めた感染情報の発信の必要性を感じています。現在、広島県ということで全体の感染者数は出ていると思うんですけど、生活圏が和木町とか岩国市にもありますので、そういうところの感染者数などの情報が出てればよりいいんじゃないかなと思ったりもするんですけど、その辺り、隣の山口県の感染者数などの情報というものは把握をされておりますでしょうか。また、その本市を中心とした情報発信についてですが、何かお考えがあればお聞かせください。

3つ目は、ワクチン接種の状況についてです。

4回目の接種率と、それから、始まったばかりかもしれませんが、5回目の接種の状況、現状を教えてくださいませんか。また、3回目より4回目、4回目より5回目と、接種しない人の数が増えているのではないかとこのように思うのですが、それはどのような

な理由なのかということ把握されていらっしゃるでしょうか。

それから、開業医の中にはもう既に5回目の接種は枠がいっぱいですというところもあるようなのですが、これはどのような理由からなのでしょう。

4つ目なのですが、これまで感染した人の中で、ワクチン接種をした人と未接種の人の重症化率というものに分かれれば教えてください。

それから、5つ目は、抗原検査キットについてです。抗原検査キットについてのこの保有率というんですか、現状どれぐらいの人が常備されているのかというのが分かれば教えてください。

さらに、一口にキットと言っても一般用とか研究用とかなどがあることで、特に高齢者には分かりづらい面もあるのではないかというふうに思うのですが、どの程度理解されているとお考えでしょうか。

それから、キットについてなんですけど、県のほうで配布するという情報があったようですが、具体的なスケジュールなどは示されていますでしょうか。現状について教えてください。

また、薬局やドラッグストアなどで品薄との情報もあるのですが、手に入りにくいことでの問い合わせ等、市のほうにありますでしょうか。

それから、買えるけど買わない人や買いたくても買えない人、いろいろいると思うんですが、そのような人はどの程度いるとお考えでしょうか。また、そのような人たちに対する対策、対応等は何かお考えでしょうか。

6つ目に、PCR検査についてですけれども、無症状の人の無料のPCR検査は、現在も廿日市市や広島市にまで行かないと受けられないのか。また、本市でそのような検査が受けられるような体制ができていないのには、何か理由があるのでしょうか。

以上、6点になりますが、よろしくお願ひします。

○議長（賀屋幸治） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 6点のうちの1点目と2点目についてお答えいたします。

これまでのトータルの感染者ということでございますけれども、本市で初めて感染者が報告されました令和2年10月15日から令和4年11月30日までの県が公表しております新規報告者数の累計にはなりますが、こちらが4,171人です。年度別ですと、令和2年度中が7人、令和3年度中が960人で、今年度、令和4年度は3,204人という内訳になっております。

続きまして、2点目、隣の廿日市市等との比較ということでございますが、広島市につきましては隣接しておりませんので、ちょっと数字の把握、集計というものをしておりますが、直近3カ月ということで9月から11月までの新規報告者数の合計、こちら大竹市と廿日市市とで比較いたしますと、大竹市は1,477人、廿日市市は7,062人となります。

この人数を便宜上11月1日時点の各市の人口で比較ですね、占める割合を比較してみますと、廿日市市が6.07%で、大竹市が5.65%で、あまり差はありませんが、大竹市のほうが若干少ない数値になっております。

それから、同じくこの数字の比較ということで岩国市と和木町でございますけれども、

9月27日以降、山口県の公表資料におきまして、山口環境保健所管内での数値ということになっておりまして、個々の市町の数値が確認できなくなっております。集計ができませんので、9月から11月までの岩国市と和木町の新規報告者数の合計を合算いたしますと、5,626人となります。同じようにこの人数を11月1日時点の2市町の人口合計、これに占める割合ということで比較いたしますと、岩国市と和木町におきましては4.17%となります。若干大竹市のほうが多いという結果です。

ただ、この新規報告者数が人口に占める割合というのは毎月変動いたしております、岩国市と和木町のほうが大竹市よりも大きい数値になっていたという月もございますし、大竹市のほうが、先ほどと違いまして廿日市よりも大きな数字になったという月もございます。

隣接する市町の感染状況は、本市の感染拡大の前兆となる可能性もございますので、今後も注視していきたいと考えております。情報発信ということでも御質問いただきましたけれども、各市町の感染者、新規報告者数ですね。こちらは広島県におきましては広島県のサイト、山口県においては山口県のサイトで報告がされております。

本市を中心にして情報発信ということは現状では考えておりませんが、それぞれの県において発表されている数値については注視しまして、近隣の市町とは情報交換、情報共有等をしてしながら、感染対策のほうに努めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） 3点目以降は私のほうから説明いたします。

11月27日時点の状況について、令和4年4月1日現在の全人口を母数とした接種率でお答えいたします。

3回目接種率が68.0%、4回目接種率が42.2%で、県平均はそれぞれ3回目接種率が64.5%、4回目接種率が37.4%ですので、いずれも県平均を上回っております。5回目接種につきましては現在、県全体の数値しか出ておりませんが、16.6%となっております。

接種回数が増えるに従い接種しない人の数が増えているのではないかという御指摘ですが、大竹市でも3回目接種以降の接種率は、初回接種に比べ下がる傾向にあります。接種しない理由につきまして把握はしておりませんが、接種後の副反応が強く出たため、次の接種はしないという声もお聞きします。

ワクチン接種が重症化を予防する効果について、特に基礎疾患をお持ちの方や重症化しやすい高齢者に向けて情報提供を行ってまいります。その一環として、60歳以上の3回目、4回目接種の未接種者に対して接種勧奨のはがきを11月28日に発送しております。

開業医で5回目接種の予約がいっぱいということもございますが、現在のところ、市のほうに予約が取れないという相談はありません。通常の診療の中で接種できる人数枠を設けているため、受託医療機関の中にはその枠が埋まっているということがあるものと思われれます。

4点目の重症化率についてです。

これまで感染した人の中で、ワクチンを接種した人と未接種の人の重症化率についてで

ございます。広島県の第7波のデータ分析では、ワクチンの未接種者と接種者を比較すると、60歳以上では、2回目、3回目の接種をした人のほうが酸素投与が必要なレベルである中等症Ⅱ以上となる割合が減少しており、ワクチン接種による効果は継続して示唆されるとなっております。

5点目の抗原検査キットの保有率ですが、こちらは市のほうでは把握しておりません。キットが薬局やドラッグストアなどで品薄との情報もあるとのことですが、市内の抗原定性検査キットの取り扱い薬局に問い合わせをしたところ、現在はまだ購入希望者に販売できる状況とのことでした。また、市民からの相談等も市には入っていないという状況です。

県のホームページに、抗原定性検査キットの取り扱い薬局の情報が掲載されておりますので、相談があった際には情報提供をしたいと考えております。

検査キットにつきましては、医療用、一般用、研究用が販売されておりますので、医療用、一般用を購入するよう、ホームページやSNSを通じて市民にPRしてまいります。

なお、検査方法や検査後の対応について、特に高齢者の方には難しい点が多いため、対応が可能な若い方へのPRを重点的に行っていきたいと考えております。

県が検査キットを配布するという報道についてでございますが、県に確認したところ現在検討中であり、決定次第詳細を公表するという回答でございました。

6番目の、PCRセンターについてでございます。PCRセンターは令和3年11月までは観音マリーナ駐車場が一番近い会場でございましたが、令和3年12月に大竹市と廿日市市との連名で、県西部の拠点となるPCRセンターの設置を広島県に要望した結果、現在の廿日市市役所駐車場に開設されたという経緯があります。大竹市のみでの開設は難しいと考えておりますので、今後も廿日市PCRセンターでの検査をお願いしたいと考えます。

以上、答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。

○4番（原田孝徳） 答弁ありがとうございました。

和木町とか岩国市は同じ生活圏ですし、買い物であるとかレジャーであるとか、結構岩国市や和木町の方も大竹市を利用して、その逆もあると思うんですけど、そういう交流がある地域ですので、そのような適切なサイズの感染情報というか、そういうのをホームページ上とかで示してもよいのかなというふうに、私はちょっと思っておりました。

なかなか、今後収束していくことも予想されますので、今この時期にやらなくてもいいのかも分かりませんが、少し気になったので質問してみました。

では、今の答弁を含めまして、さらにちょっと質問をさせていただきます。

廿日市市と比べて人口の割に、この3カ月トータルとすれば大竹市のほうがやや少ないということでしたが、月別に直すと若干大竹市が多い月もあったような答弁だという気がします。

先ほどそのPCR検査のことをちょっと触れたんですが、そのPCR検査場が廿日市市にあるということで、近いような遠いような、なかなか交通手段とか車でさっと行ける距離ではありませんけど、車を所有されていないとか、そういう方にとっては結構廿日市市の

その場所に行くのはかなり大変なんじゃないかというふうに思うんですが、そういうことに関連して質問させていただきます。

そのPCR検査が遠方にあるということで、大竹市の感染者数が実数かどうかというのはちょっと疑問に思っているところなんですけど、それについてはどのようにお考えなのか。PCR検査場が遠いということで感染が広がっているということはないのでしょうか、見解を伺いたしたいと思います。

続いて、2つ目なんですけど、抗原検査キットについて、品薄で手に入りにくいと。先ほどの話ですとそこまで品薄ではないと、実際に店頭に行けばあるんだという話もありましたが、全体として品薄という、例えば広島市なんかで言うと結構介護施設なんかで、なかなか検査キットが手に入らなくて困っているという情報も聞いていて、その原因が、県がそういう配布を検討していて、今その配布をするために検査キットを買い込んでいるんだという指摘をするような声もあります。

実際マスクのときと同じように、やっぱりその今の介護施設の中で抗原検査キットが大変不足しているということで困っているという施設もありますので、このような意見についてどのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

それから、3つ目はワクチン接種についてなんですけど、抗体価検査というのがありまして、3回目のワクチン接種が行われた当時なんですけど、結構多かったのが、1回目がファイザーで2回目もファイザーと、3回目がモデルナという接種を行った人に対して、これは公的な機関で働く看護師の話なんですけど、その抗体価検査をしまして、その抗体の数値が異常なほど、モデルナを打ったという中で上昇しまして、具体的な数字を言うと、1人の看護師が3,000ちょいだったと思うんですけど、もう一人が3万を超えていたと思います。3,000とか3万とか言われても何のことかよく分からないんですけど、その抗体の、どれぐらいあったらいいかという基準値が0.8前後ぐらいだったと思います。ということはもうかなりの抗体量があったという、抗体価検査で結論が出たんですけど、残念なんですけどその2人とも3カ月以内に感染をしております。そういうことがありましたので、公的なその機関で働く看護師からも、実際このワクチンって本当に効果があるのかなということで、疑問の声が上がったりもしていました。

これは2回目の接種の後、ファイザー、ファイザーかな、いろんな方がいらっしやいますけど、例えばファイザー、ファイザーという形で打たれた方の中で、これも看護師の例なんですけど、当時、今もそうかも分かりませんが、副反応が非常に大変で、もうひどい人はトイレ行くのも大変なぐらい、高熱でうなされて大変だったというような時期がありまして、特にそういうのが報道等されたこともあったりとか、身近にそういう方がいらしたということもあったんですけど、こんなにも副反応がひどいんだったら、もうワクチンなんか打たなくて大丈夫だよと。それで、ワクチンについてもいろいろそのときに話を聞いたんですけど、そのようなことで結構その看護師ですらも、このワクチン接種についてすごく疑問を持っている方が、すごく、私の周りには多かったんで、先ほどその重症化率については教えていただいたので、ここはちょっと質問ではないんですけども、そういう方もいらっしやったので、実際私もそういう話をたくさん聞くと、本当にワクチンって有

効なのかなということ、多少疑問を持ったりもしました。そういう、多分皆さんいろんな方がいろんなところでいろんな話を聞いて、ネットだとかテレビだとかいろんな情報が入ってきて、本当に何か大丈夫なんだろうかと。

先ほど打たない理由と、副反応とあってありましたけれども、安全性だとかいろんなもう皆さん、ことを考えられてワクチンというのを打たれない方も多いと思うんですけども、これは市のほうに言うべきことではないのかも分かりませんが、国のほうでしっかりその辺を、いろんな情報が出てますので、取りまとめて上手に国民に説明してもらいたいなというところが、私もいろんな方の話を聞いていて思いました。

ごめんなさい、さっき3つ目と言ったかも分かりませんが、3つ目の質問は、ごめんなさい、感染者、濃厚接触者の待機日数というのが、その時々によって随分と基準が変わってきている印象があります。現在はどうようになっておりますでしょうか、教えてください。

5つ目が支援物資についてです。結構感染が非常に流行しているときには支援物資のことが取り沙汰されたんですが、最近あまり聞かなくなってきましたけれども、これは何か自治体によって対応が違うような印象があって、私の友人が千葉縣市川市に住んでいるんですけど、市川市なんかは、1回は頼めるけれども2回目は駄目だとかいうようなことみたいです。これも自治体によって違いがあるのかどうか分かりませんが、これは現在本市のほうでは、この支援物資というのは受け取ることができるのでしょうか。

また、その先ほど市川市の例の、1回しか駄目だとかいうふうな回数制限というのはあるのでしょうか。どこから配送されるのか、分かれば教えてください。

さらに、具体的な例からちょっと5つ目の質問をさせてもらいます。

いろんな市民の方から、こういうときはどうしたらええの、こういうときどうしたらええのって言われるんですけど、私もよく分かりません、保健医療課に電話してくださいと言うんですけども、その中で幾つかちょっと気になったところがありますので、こういう具体例についてももしお答えが可能であればお願いいたします。

例えば、コロナに感染しているかは分からないけれども、39度以上の高熱が出て動くことも難しいというような状況の場合、例えばかかりつけ医であるとか発熱外来などを受診することが非常に大変だったり、危険な場合というものもあると思うんですけども、これが高齢者ですとなおさらの問題だと思えます。

さらに、いつもお昼に容体が悪くなると決まっているわけではありませんので、夜間や休日であるとか、これから年末年始を迎えますので、そういうときにそういう容体が悪くなると、その状況はさらに厳しくなることが予想されると思います。ざっくりですが、こういう場合どのように対応すればよいのでしょうか。

また、そのような人に対して、同居されている方はいいかなと思うのですが、同居以外の親族などが病院に連れていってもいいものなのか。また、ひとり暮らしや身寄りのない人、こういう場合はどうすればよいか、問い合わせなり事例などありましたら教えてください。

それから、6つ目の質問なんですが、これは消防であるとか救急車についてです。

コロナの場合、どういう容体になれば救急車を呼んでもいいのかというような基準があ

るのでしょうか。コロナに感染している人、もしくはコロナ等を疑われる人を搬送した例は、9月から11月の直近3カ月でどれぐらいありますでしょうか。これについてはちょっと通告が急だったので、もし難しければ大丈夫です。分かれば教えてください。

それから、よく報道されてますように、救急車が来てなかなか搬送する病院が見つからないということで、救急車の中で待たせてしまうという例を聞くんですが、実際これは本市のほうでもあるのでしょうか。

それから、搬送時に救急隊員が感染した例というのはあるのでしょうか。

あと、このコロナとはっきり分かっている場合、その救急車に同居の家族が同乗することとは可能なのでしょうか、難しいのでしょうか。

最後に、7つ目なんですけど、かかりつけ医というふうに簡単に言うんですが、どこまでがかかりつけ医なのかと、意外に分かりにくいという人がいるんですが、何か定義というものがあるのでしょうか。

本市の発熱外来でかかりつけ医でなくても受診が可能な病院というのは、現在ありますでしょうか。

以上7点、たくさんで申し訳ないんですが、よろしくお願いします。

○議長(賀屋幸治) 保健医療課長。

○保健医療課長(松重幸恵) 私のほうから何点かお答えいたします。

PCRセンターが遠方であることについてでございます。

PCRセンターが遠方にあることと感染者数の関連ですが、先ほどの答弁でもあったように、廿日市と大竹市の感染者数の割合に大きな差がないという状況ですので、現在のところ関連は特にはないと考えております。

2つ目の抗体定性検査キットの品薄の状況という御質問ですが、国が進めております高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の要請を受けて、県が対象施設にPCR検査キットや抗原定性検査キットを配布されておりますが、市には高齢者施設等から、特に買えなくて困っているというような声は届いておりません。感染者が増えてくるにしたがって入手しにくくなるということはあるかと思えますけれども、現在のところ品薄で困っているという状況はないようです。

3つ目の感染者、濃厚接触者の待機日数でございます。

陽性者の療養日数は、症状の有無にかかわらず感染した日または検体を取った日をゼロ日として、次の日から原則7日間です。ただし、症状が軽快して24時間経過していることが必要です。

濃厚接触者の待期期間は、最終接触日から5日間となっております。

4点目の支援物資についてでございます。支援物資は、自宅療養中の陽性者のうち希望された方を対象に配送されております。県が受付を行い、委託している配送業者が配送を行っております。現在も実施しており、回数に制限はないとのことでございます。

6点目の、歩くことも動くことも難しい状況の場合の対応でございます。かかりつけ医がいる場合はまずは相談をしていただき、休診などの理由で見つからない場合は、救急相談センター#7119や、積極ガードダイヤルを利用して相談することができます。しかし、

高熱で動くことが難しい状況であれば、救急搬送での対応も考えられると思います。

そして、7つ目の、かかりつけ医の定義と、本市の発熱外来でかかりつけでなくても受診できる医療機関についてでございます。

かかりつけ医とは、現行の医療法施行規則では、身近な地域における日常的な医療提供や健康管理に関する相談を行う機能とされております。つまり皆様にとって身近にいて頼りになるお医者さんということになります。

本市の発熱外来で、日頃受診していなくても受診可能な医療機関は6カ所ございます。私のほうからは以上です。

○議長（賀屋幸治） 消防課長。

○消防本部消防課長（川村恭彦） 救急の質問に関してお答えいたします。

コロナの疑いのケースもあると思いますけれども、息苦しい、呼吸がしにくい、意識がないなどの症状がありましたら、迷わず119番通報していただきたいと思います。

あらかじめ陽性患者と判明していた事案と、保健所または医療機関から感染症疑いで搬送を依頼された事案ということで、搬送状況についてお答えいたします。

直近の3カ月では、大体月10件程度で推移しております。

第7波における搬送事案においてはさまざまな要因が重なり、病院の受入先が決まるまで時間がかかった事案はありましたけれども、直近の3カ月ではそのようなお待たせをする事案は少なくなっております。

次に、救急活動における感染防護対策のほうですね。こちらのほうをしっかりと実施しております。救急隊員のほうが感染するという事例のほうはございません。御安心ください。

最後になりますけれども、コロナ患者の搬送の際、原則救急車への同乗はお断りしております。しかしながら小児救急搬送においては、保護者に同乗をお願いしております。

以上となります。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。

○4番（原田孝徳） ありがとうございます。

かかりつけ医というのはそういう何か定義があるんですね。私は2回ぐらいしか行かない病院がありまして、私、かかりつけ医なのかどうか分からなかったんで先生に聞いたんですけど、私、かかりつけ医ですかって聞いたら、先生は笑ってかかりつけ医ですと答えていただいたんですが、なかなかちょっとその辺り、意外と分かりにくい部分なのかなというふうに思いますので、私のように確認してもいいですし、そういうかかりつけ医かどうか分からなかったら今のうちに確認しておくということも必要なのかなというふうに思います。

最近の状況というか、私も感染した人の話をいろいろ聞くんですけど、結構若い人でも高熱でうなされたりとか、ひとり暮らしで大変だったというような話をたくさん聞きます。喉の痛みなんかも、最近はどうなのか分かりませんが、一番ひどいときはやはり、激しい喉の痛みで食事もう通らなかったというような話も聞きます。これが高齢者だとやっぱりなおさらかなと思いますので、先ほどありましたように、いろんなことを想定して、

元気なうちにいろんなことを考えておくっていうことは必要なのかなというふうに思います。

先ほどの抗体価検査なんですけど、これは国のほうが実施した検査でして、先ほどのように、うがった見方なのか分かりませんが、思うような結果が出なかったというようなこともあったのかなとか、重症化率についてもはっきりこれだけの差が出てますとかっていうことでもないのかなと思うので、抗体価検査の結果にしても重症化率にしても、なかなかそのワクチンの効果がこれだというようなものが示せるデータでは、なかなかないのかなというので、まだまだその疑問が残るところではあるんですけども、先ほどの抗原検査キットについて言えば、これ場所によるのかも分かりません、全体的に不足しているというのではなくて一部の施設だったり一部の病院だったりするのも分からないんですけど、看護師がいる高齢者施設というのは、どうしても看護師がいますのでそこで診てくださいというようなことがあるみたいです。キットの不足で、すぐに陽性かどうかという判定ができないということで、そのために感染が広がったり、感染者が出て、先ほど本市の場合だと、やっぱり待たせずに病院に搬送できているというお話でしたけれども、中にはなかなかその受け入れの病院が見つからなくて、そのため一時的にでも、症状が悪化するまでは施設のほうで患者さん診てくださいというようなこともあって、病院だけではなくてその感染された方を施設のほうで看護師が診なければならぬというような、大変な、それが負担になっているという実態があります。

施設の看護師であるとか介護職員というのは、第7波になって皆さん行動制限が緩和されて、いろんな旅行に出たりとかいろいろ飲食を楽しまれたりあると思うんですけど、なかなか施設に勤めていると、そういうことがやっぱり難しく、中には近くのスーパーぐらいまでしか、この2年間、行ってないよというような看護師もいるぐらいです。それぐらいコロナをこの施設に持ち込まないということに関して、すごく努力や神経を使ってきたということがあります。

行動制限があるうちは、本人が気をつけておれば施設に持ち込まないということできたんですが、それが緩和されると、冒頭で家庭内感染が多くなっていますというような答弁がありましたけれども、おっしゃるとおり第7波ではその行動制限が緩和されて、それから家庭内感染が増えてきたということで、自分1人が今までだったら感染しないように努力してたらよかったんですが、それが実際家に帰って感染して、それを施設に持ってってしまうというような状況が生まれて、クラスターの発生であるとか施設の方がお亡くなりになられてというような状況も多く見られるようになっております。こういう悪循環が生まれているということです。

致死率が低くなったとはいえ、やはり病院が逼迫するとこういう看護師のいる介護施設にまで非常に影響を及ぼすということで、第7波では決して医療だけの問題ではないんだということは知っておいていただきたいなというふうに思います。

そこで、本市の医療介護施設の現状、先ほど何かあまり、なかなか分かりにくいところがあるかなという話だったような気もするんですが、その現状はどのようになっているかということと、それからコロナで亡くなられた本市の高齢者等、もし把握されているよう

でしたら教えていただきたいのと、あと、先ほどたしか支援物資について抜けてたような気もするんですけど、もし抜けてたらお願いします。

今の質問に御回答お願いします。

○議長（賀屋幸治） 支援物資については、先ほどの御答弁の中では制限はないというふう  
に答弁されましたので。

地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） それでは、高齢者施設の状況についてお答えをさせていただきます。

議員からも御紹介ありましたように、一般の方以上に、やはり高齢者施設の職員というのは、自分が万が一持ち込んでしまって、入所者またはほかの利用者、そういった方に広げちゃいけないということで、一般の方以上に注意をされながら御心配もされて日々生活をされているんだということは、重々承知をしております。

そういう中で、状況でございますけれども、市のほうで全ての施設についてつぶさに詳細を把握しているというわけではございませんけれども、特に第6波以降になりますけれども、やはり県内の感染者数であるとか市内の感染者数が増えてくると、どうしても施設の中でも利用者、職員、それぞれに感染される方も増えてきているというような状況にあるかというふうには思っております。

中には、職員から職員であったり利用者から職員というような形で少し感染が広がって、一時的に営業休止をされる、あるいは御利用者の方に利用を一定期間ちょっと控えていただくとか、そういった対応によって何とかやりくりをしてきているというのが実態だろうというふうには思っております。

死亡者については、施設を退所されたときには、御存じのように市のほうに報告が、理由にかかわらずございますけれども、死亡したからということの理由は分かりますが、なぜ死亡されたかというところまでは報告書には載っておりませんので、大変申し訳ないんですが、コロナによって亡くなられた入所者がいらっしゃるかという部分については把握をしております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。5回目です。

○4番（原田孝徳） ありがとうございます。

やっぱり死亡例はなかなか確認できないということで、実際に先ほどの介護施設で働いている看護師にいろいろ話を聞きますと、もちろん1つの施設ですから多くはないんですが、先ほどのような感染の持込みでクラスターが発生して死亡に至るというケースも、幾つかはあると。これが1つの施設だけですから、それ以外の施設でも同様のことが起こっているのではないかなというふうに想像されるんですが、この後ちょっと触れるんですが、そういう弱い方々にしわ寄せが行くようなことになってますので、だんだんその収束に向かってきて、すごく光が見えてきている部分があると思うんですけど、そういう意味でこういう陰の部分もあるということを知っておいていただいて、引き続きその感染対策、そういうものに取り組んでもらいたいなというふうに思います。

市内の介護施設の状況についてはちょっと分からないということで、なかなか分かりにくいと思います。実際に私も、じゃあ分かるかといったら分からないんですが、たまたまある施設のケア記録というのを読む機会がありました。

読んでびっくりしたんですけど、バイタルの時間がすごく不規則だったり、緊急対応の病院、医師が本市ではなくて広島市だったり、こういう時期ですからおさら、やはり何かあったときに先生が駆けつけてくれるとか、先生の指示を、電話とかそういうのでも対応可能なのかも分かりませんが、やはり本市にそういう者がいないということは非常に不審にも思いましたし、怖いというふうにも感じました。

小さなことかもしれないんですけど、そういうことをきちっとやってないと、本当に感染対策は大丈夫なのかなと、クラスターが起きたらやっぱりねということになるような気がします。

決してこれは誰がそういうふうに行えるかということではないんですけど、これは氷山の一角なのかもしれません。ほかの施設でもそのようなことが起こっているのかも分かりませんが、一生懸命やっている職員もたくさんいますが、こういうところもありますので、どこというわけじゃないんですが、そういうところはぜひもっと感染対策をしっかりやってもらいたいというふうに思います。

今後なんですけれども、ひとり暮らしの高齢者、夫婦だけの世帯とか、それから、基礎疾患のある方、私も含めてだとは思いますが、コロナに感染したときに慌てないために解熱鎮痛剤の準備をしておくことが、先ほどの抗原検査キットというのはまだあるということだったので、そのように必要があれば入手しておくとか、先ほどかかりつけ医がある方は何かあったらすぐ電話してくださいとか、それから、場合によっては救急車を呼んでもいいですよというお話でした。そういうふうな自衛、防衛というんですか、そういうものをふだんから心がけてしておく必要があると思いますので、誰かに任せるのではなくて自分でそういうものを考えて準備しておく、手順をしっかり把握しておくというのはすごく大事なんじゃないかなというふうに思います。

国におきましてはその場のぎではなくて、抜本的な対策、対応を期待して、質問を終わりたいと思います。

最後に、何かありましたらお願いをいたします。

○議長（賀屋幸治） 特にございませんか。

では、ないようございません。

続いて、2番、末広天佑議員。

〔2番 末広天佑議員 登壇〕

○2番（末広天佑） 一人会派、スマイル会の末広天佑です。初めての一般質問になります。大変緊張しておりますが、温かい目で見守っていただければと思います。よろしくお願ひします。

前回に引き続いてDXのところを質問させていただこうと思います。

DX推進の必要性については過去の質問の中でも説明があったため、ここで改めてはしません。国が推進している自治体でのDXの計画は主に6つの事項がございます。自治体

の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用推進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底の6つになります。

この中でも、今回は自治体の情報システムの標準化・共通化に絞って質問させていただければと思います。

つい先日10月に、地方公共団体情報システム標準化基本方針が閣議決定されました。内容としては、行政の事務全般を標準化し、20項目を、例えば住民基本台帳関連業務、税関連、国民健康保険、障害者福祉など手当全般の事務業務を、全て全国共通化しようとする施策です。自治体の事務処理やデータベースの使用を全国共通化して効率化しようという施策です。

メリットは、国が管理している共通のシステムを利用することで、例えば法改正があった場合など、国が管理しているシステムを変更すれば、今まで自治体ごとに対応していたアップデートや保守などの調整が必要なくなります。また、自治体ごとに異なる様式や方法が統一化され、住民にとっては手続の簡素化、手軽なオンライン化などが見込まれると言われています。

この施策によって国は段階的にコストを下げながら、最終的には3割のコスト減を目標としています。国の思いとしては、事務作業を効率化して企画立案、住民への直接サービスなど、職員でなければできない業務に注力できるようにしていきたいという狙いがあります。先行事業として、既に導入し始めている自治体もあり、大竹市と同規模の自治体や、人口1,000人規模の小さな町でも進められているところがあります。

正直かなり大変な計画となっており、導入が2025年末までと、事業規模からするとスケジュールもかなり厳しく、批判の声も多いです。先行した自治体ではコスト減を見込めるところもありますし、先ほど言った大竹市と同じような人口規模の自治体では、コストが2倍弱、億単位で増える試算になっているところもあります。ですが、国も当初の予定から変更することなく、かなり本気なのを感じています。デジタル庁のやりたいことも理解はできるのですが、地方自治体とのコミュニケーションが不足し、課題も多く抱えております。自治体に負担をかけ過ぎるのではないかと心配もたくさんあります。

そんな中で、地方自治体はどうこれに取り組んでいくか、自治体ごとの対応力が問われています。自治体の基幹システムを大幅に変更するという大きな事業であり、今後の作業の効率や住民サービス、運用費用に大きく影響することとなります。

ここから質問に移らせていただきます。

こちらの計画に対して現在の進捗、これからどういうふうな予定かをお伺いいたします。現在どのような推進体制でどのように進められているかを教えていただければと思います。

推進体制についてですが、今回のシステムの導入のポイントとして、あらかじめ決まったシステムを導入することとなっています。しかもそれを自治体の業務に合わせてカスタマイズができないようになっていきます。基本的に国が用意した仕様のものを導入することになっており、その際どうしても現在の業務と合わない部分が必ず出てきます。

自治体に限らず民間でも、新しいシステムを入れた直後は、今までやっていた業務との

差を埋めるため、どうしても人件費や運用コストが上がりがちです。結局新しいシステムを入れてもコストダウンできずに、手間ばかりが増えたという話はざらにあります。これを段階的に素早く下げていく必要があります。自治体ごとに仕事のやり方が違うため、この対応はどうしても自治体ごとの対応になります。

今回は特に広い範囲で、しかも厳しいスケジュールでシステムが変更されるため、大きな混乱が予想されます。実際大竹市の庁舎内でも、業務の差異がたくさん出てくるんじゃないかという声があるのを聞いています。この混乱で生じるコスト増や業務増に対しての体制や取り組みを含めて教えていただければと思います。

壇上での質問は以上となります。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 国が課題等について解決するため、全国統一の標準化基準等を導入するというようなこと、いろんなことを危惧されての御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、末広議員の自治体DX推進計画に位置づけられた自治体の情報システムの標準化・共通化についての今後の目標及び体制についての御質問にお答えをいたします。

国は地方公共団体が担う多くの行政サービスを支えている基幹業務システムについて、これまで地方公共団体が個別に開発、改修してきた結果として、次の3点を課題として挙げています。

1点目は、維持管理や制度改正によるシステム改修について、地方公共団体が個別対応することによる負担が増していること。

2点目は、情報システムの違いによる調整が負担となり、クラウド利用が進まないこと。

最後に、3点目として、住民サービスを向上させる取り組みを迅速に全国へ普及させることが難しいこととございます。

そこで、国はこれらの課題を解決するため、全国統一の標準化基準に適合する基幹業務システムの導入、いわゆる標準準拠システムの導入について、令和3年に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、いわゆる標準化法を制定し、義務化いたしました。

また、国は標準準拠システムの導入の意義、目標及び政府が実施すべき施策などに関する事項をまとめた基本方針や、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る手順書を示し、地方公共団体の標準準拠システムの導入の推進を図っています。本市としても、今後、この基本方針及び手順書に沿って、標準準拠システムの導入作業を進めていくこととなります。

具体的な標準化対象事務につきましては、住民基本台帳、印鑑登録、市民税などの税情報、障害者福祉、介護保険、児童手当、戸籍、健康管理などの20業務であり、国が目標年度としている令和7年度末までに、現行システムから標準準拠システムへ移行することを目標としています。

現在、本市の主な標準化対象事務のシステムについては、廿日市市、江田島市、熊野町、安芸太田町、北広島町の県内の6市町が共同で運用している広島県市町基幹業務クラウド

サービスを導入していることから、標準準拠システムへの移行についても、6市町やシステム事業者と移行スケジュールについて調整を図っているところです。

令和6年度までに現行システムから標準準拠システムへの移行方法の検討を行い、令和7年度に開発・移行するスケジュールを想定し、作業を進めています。

また、今後、庁内での標準準拠システムへの移行に伴う作業として、現行システムと国から示された業務フローや、機能・帳票要件などが記載された標準仕様書との比較分析による課題の洗い出し、詳細な移行計画の作成、標準準拠システムへのデータ移行やテストの実施、職員研修の実施などを予定しています。移行が円滑に進むよう、庁内で関係課会議などを開催するなど、作業を進める体制も整える予定です。

最後に、今後とも6市町、システム事業者及び庁内関係課が情報を共有し連携を図りながら、国が目標としている令和7年度末までに、標準準拠システムへの移行が完了できるよう取り組んでまいります。

以上で、末広議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため暫時休憩を行います。

再開は14時10分を予定いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

13時58分 休憩

14時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、末広議員の再質問から行います。

末広議員。

○2番（末広天佑） 御答弁ありがとうございます。

6市町合同で進められているということで、他市町と協議できる体制は心強いなと思います。国が抱えている厳しいスケジュールも、今のところは順調というふうに捉えています。

すみません、壇上で質問させていただいたところに、今の段階で業務フローだったりの作成は今からということで、ちょっと気が早いところもあるんですが、実際いろんな市町村でも言われてます、業務の差が激し過ぎて既存のシステムを使わざるを得ないとか、そういう声がいろいろ上がってて、実際入れてみたらコストが増えた、業務が増えたということになる可能性が、一時的には高いと言われていますが、それに対してのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（賀屋幸治） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 運用経費等に関する御質問だと思っております。

現段階ではまだまだ標準準拠システムの維持管理費用、また、職員の業務負担がどの程度なのか明確になっておりませんので、何とも言えないというのが正直なところでございます。

議員の言われるように、標準準拠システムの対象となる20業務について全国共通のシス

テムを導入する場合、これまで地方公共団体が独自で制度化していた部分についてはシステム化されないという可能性も出てまいります。その部分については、手作業となる場合もございます。その場合は職員の負担は増えますし、また、その部分について処理を別のシステムを導入する場合は、別に費用が発生することになるところは懸念をしているところでございます。

まだまだ具体的な面が明確になっていないので、費用対効果についても何とも言えませんが、国が進める制度であり、市としてはその方針にしたがって粛々と作業を進めているという状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（賀屋幸治） 末広議員。

○2番（末広天佑） ありがとうございます。

この施策なんですけれども、私の考えですけれども、導入後どうやって素早くするか肝になるんじゃないかなと思ってます。その対応が延びれば延びるほどコストと業務負担が増えますし、その分住民サービスの質の低下が懸念されます。導入前にしっかりできる対策をしていただければと思います。その対応の仕方も、御答弁いただきましたとおりマニュアルもしっかり用意していただいていますので、それにしたがってやっていただければ対応は可能なんじゃないかと思っています。

今後、先ほど御答弁いただいたそのコスト、まだまだ分からないところが多いところではあるんですが、そのコストの試算なんかはベンダーにやっていただくんですか、お願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 現行システムについては、先ほど市長答弁でも申しましたように、県内6市町で共同しております広島県市町情報システム共同利用推進のためのクラウドを導入しておりますので、その6市町とシステム事業者の間で、その辺りの試算のほうをしておるというのが現状でございます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 末広議員。

○2番（末広天佑） ありがとうございます。この試算はしっかりやっていただければと思います。

この試算や対策をせずに実際コストが増えるようなら、そこを言わざるを得なくなってしまいますし、特に職員の負担が増えると思います。一時的にしょうがない部分もあるとは思いますが、長期になると実際に国が抱えている目標に対しては本末転倒もいいところだと思います。住民サービスを維持するために、仕事の効率化をできる限り行っていただければと思います。

当たり前ではあるんですが、国も現在の業務と差が生まれるのは分かって進めていると思います。対応手順については、先ほど言いましたとおり、手順書にもしっかり記載されており、国がどこまでどうしてほしいのかの思いがこの手順書に私は詰まっていると考えています。しっかり話し合っていて、この手順書の意味を理解していただければと思います。

今回は国から下りてきたシステムを入れなきゃいけないというところで、なかなか現場の声を吸い上げにくいというところはあるんですけども、現場のことは現場の人にしか分からないところがあります。ぜひ現場の人がここに関わっていただいて、効率化につなげて、住民サービスにつなげていただければと思います。

もしそれが住民サービスにつながらない、阻害するようなことがあれば、しっかり国に要望を出さなきゃいけないと思います。場合によってはシステムの導入を見送るということも考えなければいけないと思います。断る場合はしっかり説明ができるように、実際の施策に対して補助金もあると思うんですけども、そういった補助をしっかり引き出せるような説明を用意していただければと思います。

公開されている手順書の中にある、職員1人1人がビジョンの実現に向かって自ら実践しようとの意識を醸成することが重要であるという意味をしっかりと考えていただければと思います。こちらについて、この職員1人1人に対してのフォローをどういうふうに行われているか教えてください。

○議長（賀屋幸治） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 今後の細かい作業についての質問かなというふうに受け止めました。

今後については、情報担当部局である私ども企画財政課が主導しまして、標準化の対象事務を担う関係課の実務担当職員を対象に、システム事業者から作業内容等を説明するなどの関係課会議等を開催して、スムーズに移行できるように作業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 末広議員。5回目です。

○2番（末広天祐） ありがとうございます。導入前にそういうことをやっていただければ非常に有用かと思っておりますので、ぜひやっていただければと思います。

小さい自治体なので、各課職員までしっかり連携が取れていると聞いています。どう乗り切るか、どうコストを下げていくかは、ベンダーと執行部と職員のコミュニケーション次第だと考えています。ぜひ連携を生かして移行に臨んでいただければと思います。

最後になりますが、正直こんな手探り感満載の施策で、関連する課は本当に大変だなと思っております。ただ、自分たちの業務を大きく見直すいい機会だと思っております。職員1人1人に考えていただき、手順書をしっかり踏襲した上で、もしこれを導入したらコストが上がる、手間が増え過ぎて住民サービスの質の低下につながるという結論であれば、先ほども言いましたが、国にしっかり働きかけをしていただければと思います。

以上、質問を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 続いて、5番、小中真樹雄議員。

〔5番 小中真樹雄議員 登壇〕

○5番（小中真樹雄） 一人会派、樹の会の小中でございます。

文科省より出されました拉致関連本拡充の公立図書館及び学校図書室などへの協力依頼について質問させていただきます。

新聞報道によると、文部科学省は8月30日付で、内閣官房拉致対策本部からの要請を受け、公立図書館や学校図書館などで、拉致問題に関する本の充実に協力するよう依頼を、各都道府県教育委員会などに事務連絡したといます。これに対し公益社団法人日本図書館協会は、図書館の自由に関する宣言を脅かすものであると懸念するとの意見書を、文科省に提出したそうです。

図書選定は図書館の自由の根幹とも言えるもので、権力の介入について現場では当惑が広がっているといいます。拉致問題対策本部は、毎年力を入れている若者の啓発策だった。お願いに過ぎず、問題があるとは考えていないとの見解を示し、文科省は、特定のテーマで国が図書館にこうした文書を送るのは初めてとした上で、図書館の自由を侵害する趣旨ではない、撤回予定はないとしています。

図書館には市民への責任や約束を記した図書館の自由に関する宣言があります。戦時下の反省に立ち、誰からの圧力にも屈しないという決意表明として、1954年5月、公益社団法人日本図書館協会の総会で採択されました。宣言の主文には、図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するなど記されています。

北朝鮮による拉致が不法で不当なものであることは、言うまでもなく明らかなです。だからといって、拉致対策本部や文科省が公共図書館の図書選定に容喙していいということじゃないと思います。また、各図書館の限られた図書購入に制約を加えることも問題です。

そこで市教育委員会にお尋ねします。この事務連絡についてどのような見解を持ち、どう対応されますか。限られた図書購入費の中から特定の分野への経費投入は、一利用者としても疑問を禁じ得ません。

関連して、市立図書館や学校図書室の年間の図書購入費の額や購入図書の選定方法についても教えてください。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、小中議員の御質問にお答えをいたします。

先般、国から公共図書館及び学校図書担当課に対して、北朝鮮当局による拉致問題に関する図書などの充実にかかる御協力についてという事務連絡があったことに関し、公益社団法人日本図書館協会が懸念を表明したとの報道がありました。

この国からの協力依頼について、市教育委員会ではどのような見解を持ち、どのように対応されるのかとの御質問でございますが、国が示している見解どおり、若者への啓発策の一環で、単なるお願いであると解釈しており、既に同通知内容については、各学校図書担当者や市立図書館へ周知しているところでございます。

したがいまして、この通知を受けて特別に拉致問題を取り上げた図書の購入や展示などを企画する予定はございません。

次に、市立図書館や学校図書館の図書購入費や選定方法についてでございます。

まず、市立図書館の図書購入費ですが、令和3年度は約740万円で、購入冊数は3,758冊

です。市立図書館での図書の選定方法は、図書館流通センター発行の新刊案内や図書カタログ、ほかには新聞記事などを活用して、図書館の司書職員が時世に即した内容のものを選書しております。小説や実用書、入門書などを中心としつつ、専門的分野の著書も取り入れながら、思想的、宗教的、党派的立場などにとらわれることなく、広く収集するように心がけております。

そのほかにも、市民の皆様からリクエストのあった図書について、一部は購入し、一部は他市町の図書館から借りるなどして対応しております。昨年度、市民の皆様からのリクエストで購入した図書は186冊、他の図書館から借りた図書は207冊です。

続きまして、学校図書館の図書購入費についてでございますが、令和3年度は小学校で約150万円、中学校で約117万円でございます。購入冊数は、小学校、中学校でそれぞれ約1,000冊程度です。

本の選書に当たっては、児童生徒の読書への意欲を促進することや、学習内容を深める資料とすることなどを目的に購入をしております。その年の課題図書や学習内容に関連するものなど、各学年担当から要望があったものや、既に購入しているシリーズ本の続編やその年に話題となっている本に加え、児童生徒からリクエストのあった本など、図書担当の教諭が中心となり選書しております。

以上で、小中議員への答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 小中議員。

○5番（小中真樹雄） 今、教育長の御答弁をお聞きし、特に何かをする予定はないということで、安心しました。特にこの件について再質問をする必要はないのかもしれませんが。

ただ、私は質問ではなくて非常に危惧しておりますのは、これが8月30日付で事務連絡が出されたにもかかわらず、新聞報道をされたのが1カ月近くたってということで、多分これは私が考えますに、文科省はブリーフィングなどをせずに事務連絡を出したと。それでその現場の司書の方々がこういう事務連絡に不安を持ち、報道機関へのリークがあったのかどうか分かりません、新聞には何々が分かったと書いてある。だからブリーフィングをせずに、こっそりこういう事務連絡を出したのではないかということを考えると、やはり、アリの一穴ではありませんけれども、今後とも警戒が必要なのではないかと私は考えております。

とにかく、特に何かをする予定もないし、言われたからといって拉致関連本を購入するというのではないという、別に拉致関連本を購入してもそれはそれでいいんですが、それが図書館の司書の方々が協議の上でこの本を購入するって言うんだったら、それはそれで別に問題ないんですが、国のほうから何かこういうのを充実させてくれというのは、やはりこれは問題ではないかと思えます。

選定方法についても、それぞれの図書館なり学校なりが日々いろいろ考えて購入されているんだろうと思われまますので、それについては納得しております。さらに図書の充実をお願いしたいと思います。

それで、私は最後に、ちょっといい話を披露させていただきます。

大竹市立図書館で私が図書を借り出そうとするときに貸出係の方が、借りる本を差し出

すと、いつもありがとうございますとにっこり声をかけていただいております。私はそのたびに恐縮しておりますが、もう本当に司書の方々の努力とかに日々感謝しております。

さらに著名な作家が亡くなると、その作家の展示コーナーを設けてその作家の本を読みやすくするとか、そういうタイムリーな工夫もされていて、なかなか十分な配慮をされているんだと思います。

これは私事ですが、原田マハさんとか辻村深月さん、柚月裕子さん、この3人の作家の作品はもうほとんど多く大竹市立図書館で借りておりますので、本当にいつも利用させていただいて、便利に思っております。

広島カープの元監督の野村謙二郎さんが、子供たちに向かって野球っていいもんだぞと言いましたけど、私は図書館って本当にいいもんだぞと言いたと思います。今後とも自由な図書選定を心がけていただいて、良書を多く図書館に蔵書していただければと思います。どうもありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 続きまして、9番、西村一啓議員。

〔9番 西村一啓議員 登壇〕

○9番（西村一啓） 私は、2点ほど質問をさせていただきます。

大竹市まちづくり基本構想の中で、小方地区まちづくり基本構想の説明がありました。

申し遅れましたが、清誠クラブ西村一啓でございます。

旧小方小学校、旧小方中学校跡地の用途仕様の変更及び活用方法が、小方ヶ丘へ移転後おおむね10年の期間を経て跡地の売却計画が予定されていましたが、この売却計画が遅れるとの内容が、9月定例会の議員全員協議会の中で行政から説明を受けました。

売却に伴う条件等の処理、売却先の選定方法や、跡地へ出てくる業者選定等についてもいろいろとあったと思う中で、今日までどのようにして取り組んできたのか、改めて経緯についてお尋ねをいたします。

2つ目の中でございますが、今の1つの地区の構想の売却問題、それについて、跡地への従来から道の駅や温浴施設、あるいは集客できる施設を誘致するような説明も、以前は計画として言われておりました。国道2号線に面した広大な市有地は、旧小方小・中学校跡地を合わせて4.7ヘクタールの面積の土地は、市内ではほかにありません。このような条件が整った場所は、本市としても有効に活用するまたとないチャンスと考えられます。

さらには地域住民からも、以前から新駅設置の期成同盟運動もありますように、小方新駅の設置要望や、これらに伴う住民や住宅地としての要望もあります。宅地問題、さらには小方地区内の港町、晴海に出店しています量販店など、連携した集客競争に関わる問題も考えれば、以前から史跡としてありました亀居城跡公園も歴史的なものの1つでございます。

活用方法を取り入れた本市への訪問客向けのPR活動にも利用することができる文化的歴史を含めたまちづくりにも活用することを考えれば、従来からのありきたりな考え方や、専門家のお知恵も時には必要ですが、本来旧小方小学校、旧小方中学校の跡地売却計画は、当初計画された状況ではないことは、事実として否めません。

今後、小方地区のまちづくり基本構想は、市役所を中心とした既にできております子育て

て支援施設、そして、保育所を含む生活住居地域やら、晴海臨海公園を活用したスポーツ・レクリエーション活用施設が現在既にありますが、今回のまちづくり基本構想の総合的な計画の中に、以前から陳情等にもありました改善や改修計画も含まれているのか、また、県用地に関わる民間の進出に伴う進入路についても、公道・市道等、2号線への設置計画はどのように小方まちづくり基本構想の中で計画されているのか。

さらに、小方新駅計画は、小方まちづくりの基本構想の中においても大きなウエートを占めております。新しい町ができる構想にどのように取り組んでいるかをお尋ねいたします。

本来、大竹市小方まちづくりの基本構想には、有効な活用はもちろん、多角的、多様性も考える中で、慎重な効果的、発展的な計画遂行が肝心と思います。もちろんゾーニングの見直しや、新駅を含むまちづくりの考えや取り組み方法、駅周辺を含む用地活用計画、近隣へのアクセスを活用するJRとの交渉や、既に工事が進んでおります高速道路及びインターが、新しく岩国大竹道路として進んでおります。

阿多田航路を含め、国道2号線や、新しく岩国大竹道路など、市内に誘導する人や車の出入りについても今後の流れが変わると考えれば、これら含めてのまちづくりが多岐にわたり必要と考えられます。単に物販や集客の目的のためのまちづくりではなく、やがて景気状況によっては経営問題等も予測でき、人が生活する上で若い人が家庭や仕事、子育てにも安心して暮らせるまちづくりこそが求められています。

まちづくり基本構想を考えると、少子化の中、本市に住む若い親たちの子育てについての取り組みも、あわせて考える必要があると思われれます。市内には保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校と子育て家庭にとっては必要な施設が整ってはおりますが、今後、少子化の進む中でのこれらの施設等についても、本市としてはどのように今後取り組んで活用していくのか、市民の多くは期待をしております。

同じ市内の子供たちが通う教育への支援対策も含めて、今後どのように取り組んで、小方まちづくり基本構想を行っていくのか。また、市内に住む若い人たちの夢について応えてゆくことが、課題等あるとは思いますが、大事なことではないでしょうか。

1つ目の質問で最後でございますが、昭和29年、3町1村1地区で合併をしてきた大竹市。私もそのときには既にもう生まれておりますが、当時生まれてきました玖波町、小方町、そして、大竹町、栗谷町、いろいろ考えられますが、その中で中心は小方に本庁を置くというのを、子供ながらに耳にしております。今まさに大竹市の中心が小方に移動してこようとしている、この小方まちづくり基本構想を改めてしっかり行政側で考えて、そして、取り組んでいってもらいたいという思いでございます。

そして、もう1つの質問をさせていただきます。

御存じのように令和5年に、新しく大竹新駅が完成する運びになっております。従来の山陽線、広島駅から大竹駅まで14の駅の中で、大竹市が駅の改善には一番遅れてまいりました。市民の多くからは、不便でエレベーターのない、足腰が悪い者が利用できない駅をいつまでもほっとくんかという声をよく聞きます。

しかしながら、現在の大竹市、経済的に見ますと、既にできております大願寺山の開発

によって、あこがれみなどが造られました。それら含めれば、まさに大竹駅はJRにとってドル箱でございます。そのドル箱の中に、東口と西口に高架の街路を造るということは、本当に入山市長10年の苦勞が、今日やっとよみがえる、できることであります。

こうした中に、大竹駅ができることによりまして駅周辺の整備計画も進められております。図面や地元商業者への意見聴取や要望、また、説明等いろいろ取り組んでこられたと思いますが、ワーキンググループが取り組んだ内容で、イベント広場の活用方法や駅への進入路対策、さらには朝夕の通勤、通学者の送迎車両など十分に調査されたとは思いますが、現状では利用者の西口、東口と今後分かれることを考えれば、利用者の、乗降客ではございますが、分散され、駐車場や一方通行による自動車等の数は確認して対応策が検討されているのか、改めてお尋ねをいたしたいと思っております。

また、駅前の利用客も減少し、小売業者も小方、晴海周辺に食われて、ますます営業が衰退する可能性が予測されます。大竹商工会議所を通じて、小売業者の支援策はもちろん、行政と一体となる開発計画等や会議所と連携して取り組むお考え、あるいは民間等を導入する計画を考えているのか、今後どのように取り組んでいくのかをお尋ねをいたします。

また、将来にわたり小方新駅の構想が表面化した場合には、既に完成している新大竹駅はどのように考えていくのか、これもあわせてお尋ねをいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 大竹市が大きく変わるきっかけとなり得る旧小方小・中学校跡地、大竹駅周辺整備につきまして御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、西村議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、小方小・中学校跡地の売却に向けた取り組みについてです。

小方地区のまちづくりに関しましては、市民や議員の皆様方に意見を伺いながら、平成29年3月に策定しました小方地区のまちづくり基本構想に基づき、さまざまな事業を進めているところです。しかしながら、基本構想の策定から5年が経過したことから、既に完了した事業や新たな事業、また、社会情勢の変化などに対応するため、今年度、一部を修正させていただき、9月7日の議員全員協議会で説明させていただきました。

御質問の小方小・中学校跡地の売却に向けた取り組みについては、コンサルタント会社、市内金融機関や商工会議所に聞き取りを行い、活用の幅を広げるためのゾーニングの変更を行うとともに、地籍の整理、道の駅に関する情報収集、建築基準法上の用途地域の変更による規制緩和など、より魅力的な土地活用をするための準備を進めているところでございます。

また、議員全員協議会で説明いたしました土地造成特別会計の償還スキームの変更により、新聞などで小方小・中学校跡地の売却時期が延びるかのように取り上げられましたが、本市としては基本構想の実現のために、少しでも早期に、より魅力的な企業に売却できるようしっかりと努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思っております。

なお、現時点では売却先の選定方法などは決まっておりません。

次に、小方地区のまちづくりに対する考え方についてです。

議員からは、小方地区のまちづくりを進めるに当たり、亀居公園の活用など歴史や文化を大切にするまちづくり、そして、人口減少対策として若者に定住してもらえるよう、教育・子育て環境が充実したまちづくりなど、さまざまな御意見をいただきました。

小方地区のまちづくり基本構想では、住みたくなるまち、子育てが楽しくなるまち、みんなが集いにぎわうまち、そして、地域の魅力が輝くまちの4つを基本方針として掲げています。

また、その基本方針に基づく整備方針として、小方小・中学校跡地と新駅、そして、既存の地域資源の連携による地域の歴史や文化を感じるまちづくりのために、亀居公園へのアクセス強化や駐車場などの環境整備などを掲げています。

さらには、子育て環境の充実として、子育て支援施設や保育所の整備、子供の遊び場となる広場や公園の充実、そして、大竹市で働く若い世代をターゲットとした生活利便性が高い住環境の整備などを整備方針としており、議員の思いと多くの点で共通するまちづくりを目指しているところでございます。

また、進捗状況としましても、子育て支援施設にじいろこども園の整備をはじめ、県有地への民間美術館などの誘致、晴海臨海公園の大型遊具やデイキャンプ場、市道小方4号線の整備などの取り組み、また、国の岩国大竹道路建設事業では橋脚が建設されるなど、基本構想に掲げたまちの実現に一步一步近づいていることを実感しているところでございます。

今後の取り組みとしては、まずは、小方地区のまちづくり基本構想の核となる小方新駅の整備に道筋をつけることに注力していく必要があると考えています。

議員の御指摘のとおり、国道2号に面した広大な土地である小方小・中学校跡地は、本市のまちづくりにおいて大変貴重な土地であり、さまざまな活用が期待できますが、小方新駅の設置によりさらに付加価値が高まり、住環境の整備などの土地活用に関する選択肢も広がります。

今後とも基本構想の実現に向けて、優先順位を見極めながら段階的に取り組みを進めることで、歴史・文化を大切に、若い人にも希望の持てるまちづくりを目指していきたいと考えています。

最後に、新しくできる大竹駅などの影響を受ける小売業者などへの支援についてです。

大竹駅周辺整備事業については、周辺道路などの状況調査、課題の整理などをした上で、利便性や安全性などを考慮し、取り組んできております。今年度末までには東西を結ぶ自由通路が開通し、駅の橋上化も完成する予定です。これまで以上にJR本線を挟む東西の市民の利便性が向上することになります。

一方で、人の流れが変わることでのどの程度小売業者へ影響があるのか把握できないことから、現状においては大竹駅の東口が整備されることに関連した小売業者などへの個別の支援は検討していません。自由通路が開通した後、大竹商工会議所や商店街の方々にもどのような影響が出ているのか、まずはお話を伺うところから対応してまいります。

なお、小売業者などには今年度から創設した大竹市地域経済活性化事業補助金を活用す

るなど、創意工夫により、事業者だけでなく、商店街が活性化することを期待しています。

また、従来から大竹商工会議所と商店街などの団体が行う商業活性化事業に対して補助をしていますが、この補助制度を活用して新しい駅前広場での新たなイベントなど、駅前商店街の盛り上がりにつながるような仕組みを構築していただきたいと考えています。

本市としましては、今後も大竹商工会議所とも連携しながら、支援を継続していきたいと考えています。

以上で、西村議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 西村議員。

○9番（西村一啓） 御答弁ありがとうございました。

大体今の市長のお話で、総合的に小方まちづくり基本構想のあらましが分かったと思うんですが、1つには小方のまちづくり、時間も金もかかります、どなたが見ても。そこで少しでも早くするためにも、優先順位があると思います。職員の中にも、その専門をつけていろいろ計画をし、地域の人を集めてワーキンググループをやったり、いろんなものを集約していますが、今後これから小方駅は、先ほど市長が申しましたように、小方駅を第一の中心としてのまちづくり。そうすると住居環境、それから、子育て環境、そして、本市、本庁を含めた行政の中心になるこの大竹市役所周辺を含めてやることと同時に、沖側にありますスポーツ公園としての晴海臨海公園、これらの整備、それから、さらには来年の春完成予定の美術館等、いろんなものが来る。そうしたら小方駅の周辺整備を第一に考えれば、当然道路が必要だと思います。

まちづくりの基本は道路でありますので、道路について今後どのようにお考えなのか。先ほど言われましたが、具体的なものがあればお尋ねをいたしたいと思います。

そして、もう1つは、職員を集めて市長部局でプロジェクト専門部局を開いて、10年間ぐらいはそこに専門的にこの問題に取り組む、そういうお考えがあるかは、いま一度お尋ねをいたします。

○議長（賀屋幸治） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 御質問の、小方まちづくり基本構想における道路の関係でございます。

一番大きな道路につきましては、国の岩国大竹道路というところの整備という形になるうと思います。

そのほか、現在、港湾事業として、県が小方橋の架け替え等を行っております。そして、市道につきましては、市役所と旧小方中学校の間の市道4号線、こういったことの整備というものが上げられてくると思います。今後の計画につきましては、先ほどの小方4号線と国道2号線をつなぐ道路というところも予定をしております。

それとあともう一点の、プロジェクトの関係でございます。現在、企画財政課を中心に、関係課が集まって小方のまちづくり基本構想の推進のために協議をして、各種事業を進めております。今後、プロジェクトをつくるかどうかというのは未定でございます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 西村議員。

○9番（西村一啓） ありがとうございます。

今日のこのことが、12月議会がテレビ放送、ユーチューブで流れると、住民はすごく期待をするんですよ。期待に少しでも応えるために、市長の今の考え方と、そして、担当部局のそれぞれの皆さん方の中におかれて、今までは小方のまちづくり、まさに10年間、まちづくりと言われましたが、具体的には市民はほとんど分かりません。小方駅の問題もそうです。

そして、410年前にできた亀居城の問題、小方まちづくりとは違うじゃないかと言われますが、歴史で言えば大竹はもともと海でした。土地があるのは小方、玖波なんですよ。だからそういう意味では、ここが中心にというのは、先ほども申し上げましたように、昭和29年の合併当時、小方の港の前にあった大竹市の庁舎が中心になると、まさにそういうふうなまちづくりが、今の市長の発言あるいは担当課長の発言で、想像ができる域に達したと思います。

市民の期待に応えるように、これからは優先順位、それから、取り組む期間、できれば予算、そういうものが徐々にオープンされ、期待に応えるように、市民が楽しみにするようなまちづくりを進めてもらいたいと思います。

これについて、もし御意見があればお答えをお願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 議員がおっしゃいましたように、行政というのはなかなか動かない、時間がかかるものでございますが、要望された市民の皆様方のお声をしっかり大切にしながら、着実に一步一步、目に見える形で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（賀屋幸治） 西村議員。

○9番（西村一啓） ありがとうございます。

それでは、期待をして、次の質問に移ります。

大竹駅の改築の問題ですが、もう既に出来上がっております。出来上がるといってもまだ使えるわけじゃないんですが、ただ、市民の皆さんから言えば、エレベーターが4つくと、非常に便利がいいんだと言いますが、反面、職員のほうも現地を調べられたと思うんですが、朝晩の通勤、通学ラッシュの車は、膨大なものが大竹駅に入るんですよ。しかも今まで示された図面では、ロータリーを1周して出ていくと。以前は丸山のほうに出て、ぐるっと向きを変えたり、西栄のほうに出るとか、3方向に道があるんですが、今度はぐるっと一周回りにしかならない。ただ、そういうときに考えたら、先般のワーキングのときにも意見が出たと思うんですが、屋根をつけてくれとか、いろいろありました。確かに駅舎に入っていき乗降客が降りて、車から行くのに屋根は必要なんだなと思います。

これはタクシーとかバスもそうなんですが、そういうことと、1つには駅前の商店街も非常に心配しとるのが、イベント広場を計画されております。イベント広場を計画されてますが、イベント広場は図面で見ると、あまり大きな屋根の形はしていないように私は思えるんですが、その点が1つと、イベント広場をやる以上は駅のトイレを使いなさいというものではないと思います。やっぱり大勢の人が集まるということは、イベント広場にも

公設のトイレがあるんかとか、あるいは電気、照明等はどうなるとか、こういうことをまだまだつくる、まだ段階ですので、もっと現場の声を聴いて、商店街あるいは商工会議所との話し合いに活かしてもらいたいということをお願いいたします。

これについて御質問に対する答えがあればお願いをいたします。

○議長（賀屋幸治） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 都市計画課の山田です。

西村議員からの御質問で、今の駅の西のロータリーの交通対策、この辺のことについてお答えさせていただきたいと思います。

現状のロータリーの形状でございますが、駅に関係ない車両がロータリーを通過する、そういった行動を取ったり、ロータリーを逆走する車両がいるという、こういった課題がございました。このことから公安委員会とも協議して、ロータリーの出入口を1つにまとめるとともに、ロータリーに接続する市道新町1号線を2車線化し、一方通行を解除し、安全で分かりやすいロータリーとする計画としております。

また、御質問にありましたロータリー横に整備する交流広場につきましては、駅前で市民や来訪者が集える場所がないといった声をいただいたことから、計画設計において市民と行政が一緒になって、この交流広場の活用方針を決めるため、令和元年度ワークショップを3回開催し、御意見、御提案をいただいたところでございます。

そのときには大竹商工会議所組合とか大竹青年会議所など、また、市民のほうからも多く関心のある方にも御参加いただいております。反映できるものは設計に諮りたいと考えております。

その交流広場のところについてですが、このワークショップで主な意見があったところにつきましてちょっと御紹介させていただきたいと思います。

ワークショップの主な意見としましては、1つ、さまざまなイベントに対応できるような中央に広い空間にしたいということ。2つ目としましては、大竹市をアピールできるモニュメントを設置したい。3つ目としましては、フリマ、マルシェ、スポーツ、音楽等の各種イベントに利用したい。4番目としましては、交流広場全体に木や花を植えたい。5つ目としましては、イベント利用やコミュニケーション発表に活用したいので、屋根つきのステージを設置したいといったような意見があり、現在こういったことを設計に反映しているところでございます。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 西村議員。

○9番（西村一啓） ありがとうございます。

駅前の、先ほど課長が言われたものに付け加えて、実は駅前にモニュメントが2つありました。大竹和紙、駅の基本線であります和紙を使った石がありました。1つには、これも歴史なんですけど1866年6月14日、小瀬川でありました長州の役の絵を描いたのが今、大和橋の上に設置されております。これは非常にいい場所に設置されております。

そして、もう1つあった鯉の滝登りは栄公園に移動しておりますが、今これが栄公園に非常にモニュメントとして目につくし、皆さんそれに納得していますので、改めて駅前に

モニュメントをつくる予定があるのかと。

それでもう1つは、大竹市の市章がありましたよね。今もありますが、あれをどういうふうにするのか。あれは全国でも、世界でも有名な石の彫刻家の先生の作でございます。大竹市にあること自体が珍しいと、いろんな来られた方が常に言われます。この周りでは錦帯橋の吉香公園と大竹市という限られたところにしかあれはないんですが、そういうようなことを含めて、これから駅の西口、東口の改革、改善が進められていく中で、建設が進められていく中で今後どういうふうに取り組むか、これを最後にお聞かせください。

○議長（賀屋幸治） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） まず、もともと西口にありました和紙、鯉の大きな石のモニュメントでございます。議員がおっしゃいましたように、現在、栄公園のほうに移設させていただいております。この石を元に戻すか、また、新たなものをちょっと作るかっていうのは、ちょっともう一度、協議をしていく必要があるかなというふうには考えております。

また、もう1つ出ました著名な彫刻家、岩国市出身の澄川喜一先生が制作しました大竹市の市章の入ったモニュメントでございます。これにつきましては、今後の新しいロータリーの中にほぼ同じような位置に移設しようと考えております。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 西村議員。最後。

○9番（西村一啓） ありがとうございます。いろいろまちが変わると期待と、そして、これからどうなるかという期待と同時に、この資料であります市からいただいたこの中に、未来あふれる大竹が書いておるんです。ぜひこの未来あふれる大竹に向かって、市長以下職員が一丸となって取り組んでもらいたいということをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 以上で、一般質問を終結をいたします。

議場の換気のため、暫時休憩をいたします。

再開は15時20分からといたします。よろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

15時11分 休憩

15時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第4～日程第7〔一括上程〕

認 第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度大竹市一般会計補正予算（第6号））

議案第64号 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第7号）

議案第65号 令和4年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第66号 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（賀屋幸治） 日程第4、認第13号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度大竹市一般会計補正予算（第6号））から、日程第7、議案第66号令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に至る4件を、一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 認第13号、議案第64号、議案第65号及び議案第66号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、認第13号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度大竹市一般会計補正予算（第6号））について御説明申し上げます。

国の方針に基づき、電力・ガス・食料品等の価格高騰による家庭への影響が特に大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯5万円の給付金を支給するに当たり、早急に給付事務に着手する必要があるため、その予算措置が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年10月21日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。

専決しました補正予算は、歳入歳出予算の総額に1億7,759万3,000円を追加し、予算総額を163億5,753万1,000円としたものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出において、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金1億7,505万円のほか、印刷製本費や通信運搬費などの事務費を254万3,000円計上し、歳入として、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業費国庫補助金1億7,759万3,000円を計上したものでございます。

次に、議案第64号から議案第66号までの各会計補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、65ページからの議案第64号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ4億5,849万5,000円を追加し、予算総額を168億1,602万6,000円にするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、77ページの歳出から御説明をいたします。

各費目に共通する内容といたしまして、後ほど御提案申し上げます一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）によるものと、当初予算成立後の人事異動等に伴う人件費の調整を行っております。

また、電力やガスの原料価格の高騰の影響により、各施設の光熱費や燃料費の増が見込まれるため、これらの経費を執行見込みにあわせて増額しております。

具体的には、一般職の給料、職員手当及び共済費をまとめまして1,239万円、光熱費、燃料費をまとめまして1,281万2,000円計上しております。それぞれ調整の上、各費目に計上させていただいておりますので、以下ではこの部分についての説明を省略させていただきます。

きます。

第2款総務費は1億3,020万円を増額するものでございます。内容といたしましては、庁内ネットワークのセキュリティ確保のため、ファイル・メール無害化ソフトの更新に要する経費として726万円を計上するほか、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金等に係る国・県支出金の前年度精算金として、国庫補助金等返還金を1億1,692万円計上するものでございます。

第3款民生費は、3,353万2,000円を減額するものでございます。主な内容といたしましては、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響により、事業の経費負担が増大している障害福祉サービス事業所や介護サービス事業所、児童福祉施設等を支援するための補助金を、あわせて1,755万円計上するほか、空母艦載機交付金事業の計画変更に伴い、にこにこども基金積立金を6,900万円減額するものでございます。

その他の事業につきましては、事業の執行見込みにあわせて補正予算措置するものでございます。

第4款衛生費は、5,511万9,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、空母艦載機交付金事業の計画変更に伴い、健やか安心基金積立金を5,400万円減額するものでございます。

第7款商工費は、1億171万2,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、エネルギー価格高騰の影響により経費負担が増大している市内中小事業者を支援するための経費として、1億206万2,000円を計上するものでございます。

第8款土木費は、3,717万円を増額するものでございます。内容といたしましては、鉄道事業者と新駅設置に関する協議を行うに当たり、必要な資料を作成するための経費として1,000万円を計上するほか、県道等整備事業に係る県営事業負担金を1,014万円計上するものでございます。

第9款消防費は、278万円を増額するものでございます。内容といたしましては、総務省及び日本消防協会から無償貸与を受ける消防団車両の登録などに必要な経費として、83万7,000円を計上するものでございます。

第10款教育費は、1億3,249万4,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、来年度以降の学校給食費支援事業を空母艦載機交付金事業として実施するための経費として、1億2,350万9,000円を計上するものでございます。

第11款災害復旧費につきましては、令和4年9月の台風により災害復旧工事が必要な箇所が多数確認されたため、1億4,489万7,000円を増額するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、75ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第10款地方交付税につきましては、普通交付税の額が確定いたしましたので、1億4,845万9,000円増額するものでございます。

第14款国庫支出金は、1億431万2,000円増額するものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上するほか、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて補正予算措置するものでございます。

第15款県支出金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて2,479万7,000円増額するものでございます。

第18款繰入金は、財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

第19款繰越金は、前年度繰越金を1億1,012万6,000円計上するものでございます。

第21款市債は、1,176万7,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、災害復旧事業の執行見込みにあわせて1億70万円計上するほか、臨時財政対策債を発行可能額にあわせて1億1,246万7,000円を減額するものでございます。

次に、69ページの第2表、繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

次に、70ページからの第3表、債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるものについて、債務負担行為を追加するとともに、物価高騰等の影響により限度額を変更するものでございます。

次に、72ページの第4表、地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

以上が、議案第64号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第7号）の概要でございます。

続きまして、101ページからの議案第65号令和4年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ592万2,000円を追加し、予算総額を31億3,594万1,000円にするものでございます。

内容といたしましては、第1款総務費につきまして、職員手当を50万円、第7款諸支出金につきまして、療養給付費等負担金等返還金を542万2,000円計上し、歳入の一般会計繰入金、財政調整基金繰入金及び前年度繰越金で財源調整をいたしております。

続きまして、111ページからの議案第66号令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ100万円を追加し、予算総額を5億2,614万7,000円にするものでございます。内容といたしましては、一般職給料、職員手当をあわせて100万円計上し、歳入の一般会計繰入金で財源調整をいたしております。

以上、認第13号、議案第64号、議案第65号及び議案第66号の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認第13号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、本件の討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結をいたします。

これより、認第13号を採決をいたします。

本件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件を承認することに決しました。

議案第64号及び議案第66号は総務文教委員会に、議案第65号は生活環境委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第8～日程第13〔一括上程〕

議案第48号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第55号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第58号 広島県市町総合事務組合理約の変更について

議案第59号 大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

議案第60号 指定金融機関の指定更新について

○議長（賀屋幸治） 日程第8、議案第48号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてから、日程第13、議案第60号指定金融機関の指定更新についてに至る6件を、一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐伯和規 登壇〕

○総務部長（佐伯和規） 議案第48号、議案第52号、議案第55号、議案第58号、議案第59号及び議案第60号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第48号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

公益的法人等への職員等の派遣については、平成12年4月に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律が施行されたことにより、法整備がされています。

本市においても、この法律に基づき、公益的法人等に職員を派遣することができるように本条例を制定しようとするものでございます。

条例の内容ですが、第1条は、本条例が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき必要な事項を定めるという趣旨を規定したものでございます。

第2条は、第1項で派遣対象となる公益的法人を、第2項で派遣職員から除かれる職員を、第3項で派遣先団体との取り決めのうち、職員派遣に当たり合意しておくべき事項を規定したものでございます。

第3条は、職員派遣の目的を達成することが不可能または困難である場合において、派遣職員を職務に復帰させる場合について規定したものでございます。

第4条から第9条は、派遣職員の派遣団体での処遇及び職務復帰後の処遇について規定したものでございます。

最後に、附則ですが、施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

次に、議案第52号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

人事院は、去る8月8日に、国家公務員の給与等に関し俸給月額を平均0.3%引き上げ、また、勤勉手当の支給月数について、0.1月分の引き上げを実施するよう勧告をしました。この給与改定につきましては、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会において可決され、公布されたところでございます。

本市におきましても、県内他市の動向等を勘案し、国家公務員に準じ、職員の給与改定等を実施しようとするものでございます。

それでは、条例の改正の内容について御説明申し上げます。

第1条は、勤勉手当の支給月数について0.1月分を引き上げるとともに、国家公務員に準じて給料表の給料月額を改定するものでございます。

第2条は、勤勉手当の支給月数を1月に改めるものでございます。

次に、附則第1項ですが、この条例の施行日を公布の日とし、第2条による改正規定の施行日を令和5年4月1日としたものでございます。

附則第2項は、給料表に関する改正規定を令和4年4月1日に遡って、勤勉手当に関する改正規定を令和4年12月1日に遡って適用することとしたものです。

最後に、附則第3項ですが、この条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の給与の内払いであるという事務処理上の措置を規定しているものでございます。

次に、議案第55号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、一般職の職員の給料表の改定に伴い、会計年度任用職員の給料表を令和5年4月1日から改定しようとするものでございます。

次に、議案第58号広島県市町総合事務組合格約の変更について提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年11月18日に設立された広島県水道広域連合企業団から広島県市町総合事務組合に対し、職員に対する退職手当の支給に関する事務及び議会の議員その他非常勤の職員の、公務上または通勤上の災害に対する補償に関する事務を委託したい旨の申し出があったため、事務の受託に関する規定を整備する必要があることから、組合格約を変更することに

ついて関係地方公共団体と協議を行うため、市議会の議決を求めるものでございます。

施行期日は令和5年1月1日とするものでございます。

次に、議案第59号大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について提案理由の御説明を申し上げます。

大竹市の行政不服審査会事務については、この規約により広島県に委託していますが、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体が同法の適用対象になることに伴い、必要な改正を行おうとするものでございます。

ついては、地方自治法第252の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の本文の規定により規約を変更することに関し、広島県と協議することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

なお、広島県におきましても12月県議会へ同様の議案を上程しております。

次に、議案第60号指定金融機関の指定更新について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定に基づき、本市の公金の収納及び支払い事務を取り扱う指定金融機関として、株式会社四国銀行を指定していますが、その指定期間が令和5年3月31日をもって満了いたします。

このため、昭和39年に指定金融機関制度が始まり、指定されて以来事故なく58年間公金収納及び支払い事務を遂行してきた実績から、引き続き株式会社四国銀行を大竹市指定金融機関として指定することが本市の実情に適していると考え、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、指定期間を更新しようとするものでございます。

以上、議案第48号、議案第52号、議案第55号、議案第58号、議案第59号及び議案第60号の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第48号から議案第60号に至る6件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14～日程第18〔一括上程〕

議案第49号 大竹市玖島川親水公園設置及び管理条例の制定について

議案第50号 大竹市穂仁原水辺の広場設置及び管理条例の制定について

議案第56号 大竹市漁港管理条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第57号 大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第63号 大竹市営住宅等の指定管理者の指定について

○議長（賀屋幸治） 日程第14、議案第49号大竹市玖島川親水公園設置及び管理条例の制定についてから、日程第18、議案第63号大竹市営住宅等の指定管理者の指定についてに至る5件を、一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[建設部長 山本茂広 登壇]

○建設部長（山本茂広） 議案第49号、議案第50号、議案第56号、議案第57号及び議案第63号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第49号大竹市玖島川親水公園設置及び管理条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、栗谷町小栗林に整備されている玖島川親水公園について、施設の目的、名称、位置及び管理方法等について規定を整理するものでございます。

それでは、条例の内容について説明します。

まず、第1条は、本条例の目的として、地域住民の憩い・休息の場、自然とのふれあいの場として活力あるまちづくりを推進するため、玖島川親水公園を設置することを規定しております。

次に、第2条は、玖島川親水公園の名称及び位置を、第3条は、親水公園の施設についてそれぞれ規定しております。

第4条は、親水公園を利用する際の禁止行為、第5条は、損壊などにより利用することが危険な場合、または工事のためやむを得ない場合の利用の禁止または制限について規定しております。

第6条は、親水公園において許可を受けなければならない行為について、第7条から第10条は、使用料について規定しております。

第11条は、許可の取り消し等について、第12条は、損害賠償について、それぞれ規定しております。

第13条は、委任規定でございます。

最後に、附則でございますが、公布の日から施行すると定めたものです。

続きまして、議案第50号大竹市穂仁原水辺の広場設置及び管理条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

現在、旧穂仁原小学校跡地に新たに整備を進めております穂仁原水辺の広場について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本条例を制定し、公の施設として円滑な管理運営を図ろうとするものです。

それでは、条例の内容について説明申し上げます。

まず、第1条は、本条例の目的として、地域住民の活動の広がり、また、雛流しなど伝統工芸の保存・継承の場として、穂仁原水辺の広場を設置することを規定しております。

次に、第2条は、穂仁原水辺の広場の名称及び位置、第3条は、水辺の広場の施設についてそれぞれ規定しております。

第4条は、水辺の広場を利用する際の禁止行為、第5条は、損壊などにより利用することが危険な場合、または工事のためやむを得ない場合の利用の禁止または制限について規定しております。

第6条は、水辺の広場において許可を受けなければならない行為について、第7条から第10条は、使用料について規定しております。

第11条は、許可の取り消し等について、第12条は、損害賠償について、それぞれ規定しております。第13条は、委任規定でございます。

最後に、附則でございますが、令和5年2月1日から施行すると定めたものでございます。

次に、議案第56号大竹市漁港管理条例の一部を改正する条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、広島県が放置艇解消のための基本方針を令和4年10月に改訂し、小型船舶用泊地使用料の徴収開始時期を令和5年度から令和7年度に見直したことから、本市が管理する漁港についても、広島県と同様に使用料徴収開始時期を令和7年度とするために、本条例の附則を改正するものでございます。

なお、施行日は公布の日からとしております。

次に、議案第57号大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

今回、提案いたしました道路占用料の改定につきまして、道路法施行令の一部を改正する政令が令和元年9月に公布され、道路法施行令別表の占用料について、社会経済情勢の変化に鑑み、占用料の額を見直すため、改正が令和2年4月1日から施行されました。これに伴い、広島県の道路占用料徴収条例が令和2年4月1日施行で改正されました。本市の条例におきましても、県条例の単価を準用し、改正しようとするものでございます。

次に、議案第63号大竹市営住宅等の指定管理者の指定について提案理由の御説明を申し上げます。

大竹市営住宅等施設の維持管理及び使用料徴収業務につきまして、平成25年度から指定管理者へ管理を委託し、現在10年目となっております。

市営住宅の管理を指定管理者へ移行したことにより、入居者からの問い合わせなどに対し、24時間体制での対応が可能となり、よりきめ細やかなサービスが提供できるようになりました。さらに、民間の管理ノウハウが導入されたことによりまして、安定的に高い使用料の収納率の確保が実現したものでございます。

これらのことから、引き続き令和5年度から指定管理者への管理を委託するため、大竹市営住宅設置及び管理条例第60条の3及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例第34条の規定に基づき、このたびその候補者として、現在の指定管理者である大阪府営住宅など、関西地区で約2万2,500戸の公営住宅管理の実績を有する近鉄住宅管理株式会社を選定しましたので、指定管理者として指定するため、議会の御承認をいただきたく、御提案させていただくものでございます。

以上、議案第49号、議案第50号、議案第56号、議案第57号及び議案第63号の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第49号から議案第63号に至る5件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第51号 大竹市学校給食費条例の制定について

○議長（賀屋幸治） 日程第19、議案第51号大竹市学校給食費条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） 議案第51号大竹市学校給食費条例の制定について御説明を申し上げます。

本条例は、学校給食費を公会計化しようとするに伴い、学校給食法第4条の規定に基づき、大竹市が実施する学校給食に係る学校給食費の取り扱いに関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものです。

それでは、条例の内容について御説明をいたします。

第1条では、学校給食に要する経費のうち、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費以外、いわゆる食材に係る経費の取り扱いについて定めるといふ、本条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条は、大竹市立小・中学校において、本市が学校給食を実施することを明確化するものです。

第3条は、これまで各学校の校長が学校給食費を徴収していましたが、公会計方式への移行に伴い市長が徴収すると規定するものです。

第4条は、徴収する学校給食費の額、第5条は、学校給食費の納付について、規則で規定するとしているものです。

第6条は、学校給食費の納付に関して特に必要があると認めるときは、減額または免除できると規定するものです。

施行期日は令和5年4月1日としております。

以上で、議案第51号の説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第51号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20～日程第21〔一括上程〕

議案第53号 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について

議案第54号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第20、議案第53号特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について及び日程第21、議案第54号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第53号及び議案第54号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第53号特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、一般職の職員の勤勉手当の改正により、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当を改定するものでございます。

次に、議案第54号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、一般職の職員の勤勉手当の改正により、議会の議員に支給する期末手当を改定するものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、議案第53号及び議案第54号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第53号及び議案第54号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第22～日程第23〔一括上程〕

議案第61号 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について

議案第62号 大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について

○議長（賀屋幸治） 日程第22、議案第61号大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について及び日程第23、議案第62号大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定についてを一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 三原尚美 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 議案第61号及び議案第62号につきまして、一

括して提案理由を説明いたします。

初めに、議案第61号大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定についてでございます。

大竹市さかえ子育て支援センターは、平成23年の開設以来、社会福祉法人ひまわり福祉会が指定管理者として運営をしています。令和5年3月31日で3年の指定期間が終了いたしますので、次期指定管理者の指定を行うものです。

このたびの指定期間満了後につきましても、社会福祉法人ひまわり福祉会から指定管理者を続けたいとの意向が示されました。市といたしましても、隣接するひまわりさかえこども園と同一の法人が運営することで、効果的な子育て事業の推進や円滑な管理運営が期待できること。また、設置の経緯から、社会福祉法人ひまわり福祉会が指定管理者として最適と考え、指定の議決を求めるものでございます。

なお、指定期間は大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例に定める、3年としております。

続きまして、議案第62号大竹市松ケ原こども館の指定管理者の指定についてでございます。

大竹市松ケ原こども館は、平成16年の開設以来、松ケ原自治会が指定管理者として管理業務を遂行しています。令和5年3月31日で3年の指定期間が終了しますので、次期指定管理者の指定を行うものです。

このたびの指定期間満了後につきましても、松ケ原自治会から指定管理者を続けたいとの意向が示されました。市としましても、地域に精通している地元自治会が管理することで、松ケ原こども館の設置目的である地域社会で子育てを支援する基盤の形成が図られることから、松ケ原自治会が指定管理者として最適と考え、指定の議決を求めるものでございます。

なお、指定期間はこれまでと同様、3年としております。

以上、議案第61号及び議案第62号の説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第61号及び議案第62号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第67号 令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（賀屋幸治） 日程第24、議案第67号令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

[上下水道局長 古賀正則 登壇]

○上下水道局長（古賀正則） それでは、議案第67号令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、主に給配水管の漏水工事に関する修繕費を増額するものでございます。

本市水道事業の給配水管については、年度当初に想定していた件数を上回るペースで漏水工事が発生している状況であるため、今年度の修繕費の不足見込み分を増額するものです。つきましては、上水道事業費費用の営業費用を900万円増額し、収益的支出の総額を5億6,602万6,000円とするものでございます。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第67号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第25 令和4年陳情第3号 小瀬川堤防（大竹市側：中市堰～栄橋）の早期改善を求める陳情

○議長（賀屋幸治） 日程第25、令和4年陳情第3号小瀬川堤防（大竹市側：中市堰～栄橋）の早期改善を求める陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

令和4年陳情第3号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第26 令和4年陳情第4号 公共の場所に於けるボランティア清掃活動のいっそうの支援を求める陳情

○議長（賀屋幸治） 日程第26、令和4年陳情第4号公共の場所に於けるボランティア清掃活動のいっそうの支援を求める陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

令和4年陳情第4号は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月2日から14日までの13日間、休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、12月2日から14日までの13日間休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要する

ものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。

12月5日は午前10時から総務文教委員会を、12月6日は午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、その終了後、生活環境委員政策研究会を、12月7日は午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会を、それぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、特に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

12月15日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。お含みの上御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

16時05分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月1日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会議員 小中 真樹雄

大竹市議会議員 中川 智之